

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
1	実施方針	本事業の対象	2	1	3	2			③	その他水資源再生センターとは、広島市管内の下水終末処理場と思料しますが、将来的に周辺自治体と集約処理などを実施することはありますか。	現時点で予定はありませんが、要求水準書（案）4－3－1項（1）表4－3－1に示す下水汚泥再資源化施設で定める要件を基に事業者にて設定する処理能力の適応可能範囲において、今回対象の水資源再生センター以外の汚泥を将来的に受け入れる可能性があります。
2	実施方針	事業概要	3	1	5	1	(1)			貴市から買い取りした資源化物は全量有効利用を前提としますが、性状未達分については、有効利用の対象外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	実施方針	事業者の業務内容	3	1	5	1	(2)	2)	②	「既設汚泥燃料化施設の1系と2系の切り離しに伴う機械工事」とありますが、具体的にどのような機械工事を想定されていますでしょうか？	下水汚泥再資源化施設建設に当たっては、既設汚泥燃料化施設の撤去範囲が影響します。機械工事の想定としては、撤去が必要な範囲に含まれる既設設備を撤去した上で、既設汚泥燃料化施設の片系列が引き続き運転可能な状態とするものです。詳細は巻末資料2のNo. 11をご確認ください。
4	実施方針	事業内容	3	1	5	1	(2)	3)		事業者の業務内容のうち維持管理・運営業務には、①、②、③に加え、各種コンサルティング業務（下水汚泥再資源物の有効利用コンサルティング業務等）など、本事業に必要となる業務がございまして、当該業務を担う企業を構成員とする予定です。つきましては、当該業務を指すカテゴリーとして新たに「④. その他業務」を追加設定頂きますようお願い致します。この場合、実施方針P. 14_2-3-2_(2)_①_ア_に記載の入札参加要件（貴市登録種目「30-07_建物付属設備、機械設備（施設維持管理業務に掲げているものを除く）の保守点検・運転管理」に認定されている者であること）には業務内容として合致しません。そのため、当該業務内容に適した貴市の一般競争入札参加資格の登録種目の認定を得ていればよいものとして頂きたく併せてお願い致します。	各種コンサルティング業務（下水汚泥再資源物の有効利用コンサルティング業務等）については、維持管理・運営業務のうち、運営業務の定義に含まれます。入札参加要件については、入札公告時に示します。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
5	実施方針	ユーティリティ	4	1	5	1	(3)	3)	①	貴市ご指定の調達先はありますでしょうか。	調達先の指定はありません。
6	実施方針	下水汚泥再資源化物の利活用	4	1	5	2				肥料利用について、貴市への協力で実施する範囲において当初計画していた事業収支に影響が出る場合には協議を行っていただけるという理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
7	実施方針	下水汚泥再資源化物の利活用	4	1	5	2				事業者は日本産業規格（JISZ7312 下水汚泥固形燃料）及び普通肥料の公定規格（菌体りん酸肥料）の双方を満たす下水汚泥再資源化物を製造し、有価物として販売し、エネルギー源や肥料（原料としての利用を含む）として利活用しなければならない、との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
8	実施方針	下水汚泥再資源化物の利活用	4	1	5	2				「また、事業者は、本市の行う肥料利用拡大推進に向けた取り組みに協力するものとする」とありますが、「協力」の内容について具体的にご教示願います。	新たな販路の確保や、下水汚泥由来肥料の利用促進に向けた啓発活動への協力等を想定しています。具体的には、下水道ふれあいフェアなどの広報イベントに向けてサンプル配布のパッケージ作業及び当該イベントへの参加協力などを想定しています。
9	実施方針	物価スライド条項	6	1	7					本事業は設計建設期間が約10年、事業全体で約29年の事業です。 適切な物価スライド条項の設定をお願いします。	入札公告時に示します。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
10	実施方針	本事業に係る設計業務期間	6	1	7					「本事業の設計業務期間は、工事請負契約を締結した日から2029年（令和11年）3月30日までを期限とする。」とありますが、本件は、設計施工一括方式での契約となりますので、請負者が契約上の工期として遵守義務を負うのは、「本事業の施工業務期間」において期限とされた2036年（令和18年）3月31日までと理解してよろしいでしょうか。	事業者の設計成果品に基づく本市側の工事も必要であることから、令和11年度中に設計業務の完了が必要です。
11	実施方針	設計業務期間	6	1	7		(1)			「本事業の設計業務期間は工事請負契約を締結した日から2029年（令和11年）3月30日までを期限とする。」とありますが、効率的に設計業務を進めスムーズに施工業務に移行するために、業務期限よりも前倒しで設計業務を完了させ、検査を受検（機器承諾等を含む）することは可能でしょうか？また、検査を受検し承諾を受けた以降は設計変更としての取り扱いになるという認識でよろしいでしょうか？	前者の質問については、前倒しで設計業務を完了させ検査を受けることは可能ですが、支払いについては原則年割どおりとなります。 後者の質問については、工事に伴い発生した設計内容の変更は、本市と協議の上、設計変更として取り扱います。
12	実施方針	施工業務期間	6	1	7		(2)			景観壁を設置する場合は1系列目の下水汚泥再資源化施設等の施工中に行う必要があるのでしょうか。	下水汚泥再資源化施設等が全系列完了時に景観壁が設置されていれば問題ないと想定していますが、設計業務時の本市都市整備局都市計画課との協議によります。
13	実施方針	本事業に係る施工業務期間	7	1	7		(4)			「下水汚泥燃料化事業は2032年（令和14年）3月31日までを事業期間とする。」とありますが、表1-7-1では既設汚泥燃料化施設（1系列目）の撤去期間と下水汚泥再資源化施設（2系列目）の施工期間が2032年度で重なっております。工期を満足するために、下水汚泥燃料化事業の事業期間内である2032年度中に撤去工事を開始しても問題ないでしょうか？	ご質問文末の撤去工事開始年度は、2031年度の誤記と理解し回答します。 要求水準書（案） 2－5－4 項②ウの完了後、事業者にて切り離しに伴う機械工事及び撤去工事が可能です。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
14	実施方針	予定価格	9	2	2					2025年（令和7年）9月の入札公告時に、本事業（設計、建設、運営）の予算上限額は公表されるものと考えてよろしいでしょうか。また、その上限額には事業期間全体に渡る物価上昇分を見込んでいるか否か、含んでいる場合には、その金額または算出方法をご提示ください。提案書作成にあたり、より安定運用に資する高機能・高付加価値な装置・設備の採用可否における重要な判断基準となります。	前者については、入札公告時に示す予定です。後者については、物価変動を見込まない金額とする予定です。
15	実施方針	募集及び選定スケジュール	9	2	2					2025年（令和7年）9月の入札公告時に、本事業の予算上限額（現時点価格）を、設計・建設業務及び維持管理・運営業務のそれぞれで公表頂けるものと理解してよろしいでしょうか。弊技術提案内容の検討に際し、予算上限額（現時点価格）の把握が必要と考えており質問させて頂く次第です。 なお、貴市下水道局発行「令和7年度 下水道事業会計予算説明書」のP12に記載のある各金額「4_債務負担行為に関する調書」（新規分）公共下水道再資源化施設更新・運営事業_限度額_39,400,000千円_左の財源内訳_国庫補助金11,058,000千円、企業債9,342,000千円、その他19,000,000千円」は現時点価格ベースである、との理解でよろしいでしょうか。 仮に事業期間全体に渡る物価上昇分を見込んでいる場合、当該物価上昇分の金額について、併せてご教示願います。特に「その他 19,000,000千円」が維持管理・運営業務の予算上限額と理解致しますが、当該金額に見込んでいる物価上昇分の金額をご教示願います。	1つ目については、No.14の回答を参照ください。 2つ目については、事業期間中の物価変動を加味したものです。 3つ目については、提示できません。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
16	実施方針	事業者の募集及び選定に関する事項	9	2	2					2026年（令和8年）6月に予定価格の公表と記載されてありますが、弊技術提案内容の検討に際し、予算上限額（現時点価格）の把握が必要と考えております。令和7年9月の入札公告時に設計・施工業務と維持管理・運営業務のそれぞれで提案上限金額を公表いただけるとの認識でよろしいでしょうか？ または、【令和7年度下水道事業会計予算書】の（債務負担行為に関する調書(新規分)公共下水道再資源化施設更新・運営事業）の限度額が予算上限金額との認識でよろしいのでしょうか。 その場合、当該金額に見込んでいる物価変動見込み分の金額をご教示願います。	No. 14の回答を参照ください。
17	実施方針	募集及び選定スケジュール	9	2	2					予定価格の公表は令和8年6月で技術審査の結果通知後となっていますが、令和8年2月の技術提案書および見積書の提出時点で、提案上限額（あるいはそれに類する数字）は公表されるとの認識でよろしいでしょうか？ （上限額等がない場合、DXなどの投資を伴う提案の検討が困難になる恐れがあります）	No. 14の回答を参照ください。
18	実施方針	応募者の構成	10	2	3	1			③	応募者の代表企業（機械工事施工企業）は、「契約締結の一切の窓口を担い、本事業終了まで各種調整を行わなければならない。」となっていますが、運営JVの代表企業が機械工事施工企業ではない場合、維持管理・運営業務開始後の「一切の窓口」は運営JVの代表企業が担うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	実施方針	入札参加要件	11	2	3	1			⑨	S P Cを設立する場合であっても「運営J V」の組成は必須なのでしょうか。もし必須であるならばその理由も併せてご教示ください。	S P C自体が維持管理・運営業務の主たる役割を担う場合は、運営J Vを組成する必要はありません。なお、主たる役割とは、業務対価の大小を問わず、維持管理・運営業務の期間を通して実施する重要な業務とし、維持管理業務又は運営業務（全体管理、運営管理、運営業務及び運営管理等）を指します。 なお、S P Cの要件の一部を見直し、詳細は入札公告時に示します。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
20	実施方針	維持管理・運営業務を行う企業の構成	11	2	3	1			⑨	維持管理・運営業務は代表企業を含むJV組成が必至。JV比率は不問。JV比率の低い企業が運営JVの代表となっても良いですか。	1 つ目については、No.19の回答を参照ください。 2 つ目、3 つ目についてはお見込みのとおりです。
21	実施方針	運営JVの方式	11	2	3	1			⑨	運営JVの方式について、共同実施型（甲型）と分担実施型（乙型）のいずれを採用するかを選択は応募者の自由との理解でよろしいでしょうか。 有効利用先の参画を検討する場合は、乙型JVでの参画を要望されと考えています。	お見込みのとおりです。
22	実施方針	応募者の構成	11	2	3	1			⑨	維持管理・運営業務の主たる業務である「運転操作及び監視業務」を代表企業が行う場合には、運営JVを組成せずに単独で維持管理・運営業務を受託する事は可能でしょうか。	維持管理・運営業務の主たる内容である「運転操作及び監視業務」を応募者の代表企業が担う場合は、運営JVを組成する必要はありません。
23	実施方針	応募者の構成	11	2	3	1			⑩	「SPCを運営JVの構成員かつ運営JVの代表企業としなければならない。」とありますが、「PFI事業契約に際しての諸問題に対する基本的考え方」（内閣府 平成21年4月3日公表、令和6年6月3日 以下【引用】参照）に基づき、PFI事業においてはSPCが包括的な管理を行い、SPCが個別の業務を行う企業と契約を締結する形が一般的です。ついては、SPCを設立する場合は運営JVの組成を不要としていただけないでしょうか。 【引用】 P F I では選定事業者としての S P C は、…複数の委託先を通じて業務を行うこと、これら契約を統括的に管理し、そして各業務間で調整の必要が生じた場合には S P C が責任を担い、委託先との間で問題を解決することなどが期待されている。すなわち公共サービスの提供に必要となる…維持管理等の業務を選定事業者に包括的に委託することで、選定事業者が総合的に関係者を管理することが期待されている。	No.19の回答を参照ください。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
24	実施方針	維持管理・運営業務を行う企業の構成	11	2	3	1			⑩	「SPCを設立した場合、SPCを運営JVの構成員とし、かつ代表企業としなければならない」旨の記載がありますが、これはSPC単独で維持管理・運営業務を担うことを禁止していると理解してよろしいですか。もしそうであるならば、その理由も併せてご教示ください。	No.19の回答を参照ください。
25	実施方針	SPCに応募者の代表企業も出資する場合	11	2	3	1			⑨ ⑩	SPCに応募者の代表企業も出資する場合、維持管理・運営業務契約や下水汚泥再資源化物売買契約を運営JVではなくSPC単独で契約することは可能でしょうか。	No.19の回答を参照ください。
26	実施方針	設計業務企業の技術者の兼務	12	2	3	2	(1)	1)	③ ④	「管理技術者」、「照査技術者」、「担当技術者」は兼務が認められるか。	「管理技術者」「照査技術者」及び「担当技術者」の兼務は認められません。
27	実施方針	技術者について	12	2	3	2	(1)	1)	③ ④ ⑤	本事業で配置する管理技術者及び照査技術者、担当技術者、建築担当技術者は他業務（工事）と兼任はできるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	実施方針	監理技術者について	13	2	3	2	(1)	3)		土木・建築工事が現地工事期間中で、機械工事は設計又は工場製作期間である場合、機械工事の監理技術者（据付）は本期間では専任配置する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	実施方針	建築の技術者	13	2	3	2	(1)	3)	①	「建築一式工事期間中に当該工事に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。」との記載がありますが、建築の技術者は監理技術者又は主任技術者ではなく、専門技術者としていただけないでしょうか。 現在実施中の燃料化事業では、施工での建築の技術者要件はありませんでした。今回も同様の要件を希望します。	本事業における脱水汚泥受入施設は建築物の建設を必須としており、「建設業許可事務ガイドラインについて（平成13年4月3日国総建第97号）」の【第4条関係】に基づき、機械器具設置工事の附帯工事として建築一式工事を定めることは困難であると考えています。このため、両工事について、監理技術者等の配置が必要です。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
30	実施方針	建築一式の監理技術者等	13	2	3	2	(1)	3)	①	本条件の施工経験を有する建築一式の監理技術者は非常に限られてしまいます。オでは「建築一式工事期間中に、当該工事に係る監理技術者等を専任で配置できること。」との記載がありますが、着工前や竣工後などはコリンズの登録は不要との理解でよろしいでしょうか。	コリンズの登録は必須とします。各工事の監理技術者等の登録においては、配置される期間を着工前に登録いただき、配置期間を変更する場合は適宜変更してください。
31	実施方針	土木・建築工事施工企業の資格要件	12	2	3	2	(1)	3)	①	アの「建築一式工事」の建設業許可は、入札参加する営業所ではなく、本社（主たる営業所）が有していれば良いか。	問題ありません。
32	実施方針	応募者の構成	12	2	3	2	(1)	3)	①	2者又は3者による建設JVを組成し施工業務を行う場合、当該JVの代表企業がウ.に示された入札参加資格要件（総合評定値：建築一式工事1,200点以上又は機械器具設置工事1,000点以上の者であること）を満たしていれば、構成員が満たしている必要はない、との理解でよろしいでしょうか。なお、この場合においても、構成員はア、イ、エ、オ、カ、に示される入札参加資格要件は満たしているものとします。なお、貴市の「広島市建設工事共同企業体競争入札取扱要綱」は共同施工型の建設JVを対象とした要綱内容となっておりますので、仮に分担施工型の建設JVを組成する場合は前述弊記載の通り、当該JVの代表企業がウ.に示された入札参加資格要件を満たしていればよい、との理解でよろしいでしょうか。	前者及び後者の質問ともに、土木・建築工事施工企業及び機械工事施工企業を構成員とする場合は、それぞれの企業が①のアからカの要件又は②のアからクの要件を満足する必要があります。代表企業のみが資格要件を満足しているだけでは不十分です。
33	実施方針	監理技術者の配置	13	2	3	2	(1)	3)	②オ	「機械工事施工企業が土木・建築工事の施工も行う場合、当該監理技術者等が建築工事業に係る監理技術者等になり得る資格を有する場合は、兼任することを妨げない。」となっております。建築工事業の資格を有すれば、施工経験を問わず兼務できるとの理解で良いですか。	機械工事施工企業が土木・建築工事の施工も行い監理技術者等を兼任する場合は、機械器具設置工事の施工経験と建築一式工事の施工経験の両方が必要です。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
34	実施方針	監理技術者の配置	13	2	3	2	(1)	3)	① カ	本事業の応募者の代表企業は機械工事施工企業となっております。機械器具設置工事主体の建設工事であると理解しております。 しかしながら土木・建築工事も施工経験を有する技術者を設置することとなっております。土木・建築工事の技術者においては、施工経験を問わない（国家資格のみ）よう緩和していただけないでしょうか。	No. 29及びNo. 33の回答を参照ください。
35	実施方針	応募者の構成	12	2	3	2	(1)	3)	②	2者又は3者による建設JVを組成し施工業務を行う場合、当該JVの代表企業がエ_(ア).に示された入札参加資格要件（下水道法上の終末処理場において燃料化設備（乾燥又は炭化）又は焼却設備を製作（自社制作に限定しない）し、据付した工事。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、代表者としての実績に限る）及び、カに示された入札参加資格要件（監理技術者等は、エに掲げる工事と同じ施工経験を有していること（ただし工事完了年月日は求めない）を満たしていれば、構成員が満たしている必要はない、との理解でよろしいでしょうか。なお、この場合においても、当該構成員はア、イ、ウ、オ、キに示される入札参加資格要件は満たしているものとします。 なお、貴市の「広島市建設工事共同企業体競争入札取扱要綱」は共同施工型の建設JVを対象とした要綱内容となっておりますので、仮に分担施工型の建設JVを組成する場合は前述弊記載の通り、当該JVの代表企業がエ_(ア).に示された入札参加資格要件を満たしていればよい、との理解でよろしいでしょうか。	応募者の構成員に機械工事施工企業が複数社いる場合は、全社が2－3－2項（1）3）②の入札参加資格要件を満足する必要があります。ただし、施工実績等の要件については、見直す予定です。詳細は入札公告時に示します。
36	実施方針	構成員の入札参加資格	13	2	3	2	(1)	3)	②	「機械器具設置工事期間中に、当該工事に係る監理技術者等を専任で配置できること。」とありますが各工事期間（脱水汚泥受入施設・下水汚泥再資源化施設）で監理技術者が異なっても問題ないでしょうか？	それぞれの工事における監理技術者の役割分担を明確にし、入札参加資格審査書類等を提出すれば問題ありません。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
37	実施方針	機械工事施工企業	13	2	3	2	(1)	3)	②	オ：「建設JVとする場合の主任技術者は国家資格を有する」とありますが、機械器具設置工事に関する監理技術者資格者証の取得者と解釈してよろしいでしょうか。	建設業法により機械器具設置工事に配置が義務付けられた主任技術者になり得るもののうち、建設業法における主任技術者となり得る国家資格を有する者である必要があります。
38	実施方針	機械工事施工企業の監理技術者配置	13	2	3	2	(1)	3)	②	機械器具設置工事の監理技術者を工場製作期間と現場工事期間で別々の技術者を配置することは可能でしょうか。	可能です。
39	実施方針	構成員の入札参加資格要件	13	2	3	2	(1)	3)	② ア	2者又は3者による建設JVを組成し施工業務を行う場合、入札参加資格要件エ_(ア)の施工実績、カの監理技術者の施工経験は、代表企業にのみ求められるものと考えてよろしいでしょうか。 尚、構成員（機械工事施工企業）については、エ_(ア)の施工実績、カの監理技術者の施工経験は、下水処理場における機械設備工事の実績とし、それ以外のア、イ、ウ、オ、キの要件は満たしているものと考えてよろしいでしょうか。	No. 35の回答を参照ください。
40	実施方針	監理技術者の配置	12	2	3	2	(1)	3)	① ②	「建築一式工事期間中に当該工事に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。」また、「機械器具設置工事期間中に、当該工事に係る監理技術者等を専任で配置できること。」となっており、建築及び機械器具の監理技術者を配置することとなっております。監理技術者の配置は建築又は機械器具いずれかの技術者で応募が出来るように緩和していただけないでしょうか。	No. 29及びNo.33の回答を参照ください。
41	実施方針	監理技術者の変更	13	2	3	2	(1)	3)	① ②	本事業の設計建設期間は約8.5年と非常に長く、監理技術者として配置した従事者が約8.5年間に亘り人事異動できないことは、本人のキャリアプランやライフプラン等にも支障をきたす可能性があります。 監理技術者の変更については、協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	監理技術者等の変更要件は入札公告時に示します。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
42	実施方針	監理技術者の変更	13	2	3	2	(1)	3)	① ②	監理技術者を変更する場合は、その時点で本入札参加資格要件を満たす者を配置する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	実施方針	監理技術者の配置	13	2	3	2	(1)	3)	① ②	契約締結後に監理技術者を配置する際、資格要件は満たしているが入札参加資格審査時に提出した審査書類・確認資料には含まれていなかった技術者を配置することは可能でしょうか。	入札参加資格審査書類提出時に配置予定技術者等が特定できない場合は、複数の配置予定技術者等を入札参加資格審査書類に記載するものとし、配置予定技術者等ごとに別葉としてください。
44	実施方針	入札参加申請時の監理技術者	13	2	3	2	(1)	3)	① ②	入札参加申請時に監理技術者として配置する候補者を複数名申請してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
45	実施方針	維持管理・運営業務を行う企業の入札参加資格要件	14	2	3	2	(2)		① ア	登録種目「30-07 建物付属設備、機械設備（施設維持管理業務に掲げているものを除く。）の保守点検・運転管理」内の取扱業務区分は問われないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	実施方針	入札参加資格	14	2	3	2	(2)		① ア	維持管理・運営業務の競争入札参加資格を受けていない者の参加について。 令和5・6・7年の物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務の提供に係る競争入札参加資格審査申請は今後、「一斉更新・新規登録」と「追加受付2回目」があります。このいずれかの申請において参加資格の認定を受ければ本事業の入札参加は可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
47	実施方針	入札参加資格	14	2	3	2	(2)		① ア	維持管理・運営業務を行う企業の参加要件は「30-07 建物付属設備、機械設備（施設維持管理業務に掲げているものを除く。）の保守点検・運転管理」に認定されている者となっております。点検・運転管理を行わない「肥料及び燃料の利用企業」が運営JV構成員として入札参加できるよう登録項目を限定しないなど参加要件を緩和できないでしょうか。	No.4の回答を参照ください。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
48	実施方針	応募者の構成	14	2	3	2	(2)		①ウ	入札参加資格審査書類の受付締切り（2025年10月）までに、「下水道法上の終末処理場において、維持管理業務の元請として、あるいは共同企業体の代表者として、1年以上の維持管理業務の履行実績を有していること」を満たしていれば、当該参加要件を充足しているものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 入札参加資格審査書類提出日までに入札参加資格を満たす必要があります。
49	実施方針	応募者の構成	14	2	3	2	(2)		①ウ	「下水道法上の終末処理場」には、「下水道法上の終末処理場における下水汚泥燃料化施設（乾燥又は炭化）又は焼却施設」も含まれる、との理解でよろしいでしょうか。また、「維持管理業務の元請として、あるいは共同企業体の代表者として、1年以上の維持管理業務の履行実績を有すること」には、弊社が代表企業として設立したSPCの履行実績も含まれる、との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	前段のご質問についてはお見込みのとおりです。 SPCから運転操作及び監視業務を委託された企業に対してのみ履行実績として認めます。
50	実施方針	審査委員会の設置	15	2	4	1				審査委員会のメンバー構成は入札公告時に公表されますでしょうか。ご教示願います。	入札公告時に示します。
51	実施方針	技術提案書及び見積書の改善	16	2	4	3	(1)			技術提案書及び見積書の提出について、特に入札参加者が提出する見積書の明細については詳細を求めすぎない書式として頂きたくご検討願います。見積書は今後20年以上の事業期間にわたる技術革新や社会情勢の変化を鑑み、各入札参加者がそれぞれの事情を盛り込んだ金額となります。特に従事者人数を記載がある場合、配置人員を指定するような誤解を招くとともに、今後の技術進歩に伴うDX技術の活用への妨げになる可能性もあるためご配慮お願いいたします。 【詳細を求めないで欲しい費目】 ①運転管理、保守管理に関わる人件費（人数およびその単価は記載させず、「一式」とさせてください） ②修繕費（年度ごとの合計までとし、各設備機器の修繕費内訳までは記載させないようにしてください）	ご意見として承ります。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
52	実施方針	見積書の提出	16	2	4	3	(1)			令和8年2月の見積書提出においては、設計・施工業務と維持管理・運營業務のそれぞれで内訳を作成するとの認識でよろしいでしょうか？ その場合、適切な積算を行うために、令和7年9月の公告時点で、設計・施工業務と維持管理・運營業務のそれぞれで提案上限金額を公表いただけるとの認識でよろしいでしょうか？	前者については、お見込みのとおりです。後者については、No. 14の回答をご参照ください。
53	実施方針	見積書の提出	16	2	4	3	(1)			見積り作成における物価上昇の詳細条件をどのようにお考えでしょうか。ご提示のほどお願い申し上げます。	見積提出時においては、物価上昇等を考慮しないでください。詳細は入札公告時に示します。
54	実施方針	技術対話	16	2	4	3	(2)			「入札参加資格通過者から提出される技術提案書を基に、技術対話を実施する」とありますが、入札参加者間の公平性を保つ観点から、「入札参加者のうち特定の参加者のみ技術対話実施、または技術対話なし」ということにならないよう、ヒアリングの実施有無をご検討願います。	技術対話は、技術提案書を提出した全ての者で行います。
55	実施方針	技術提案書及び見積書の改善	16	2	4	3	(3)			「～技術提案書の改善に係る過程について、その概要を公表する。」とありますが、 ①全ての入札参加者が対象でしょうか。 ②公表内容（概要）については貴市の公表前に入札参加者（落札者）が確認できるとの理解でよろしいでしょうか。	①改善通知を行った全応募者の改善に係る過程について、その概要を公表します。 ②改善に係る過程のみを公表するため、応募者の確認を行うことは考えておりません。
56	実施方針	落札候補者の選定方法	16	2	4	3	(6)			最低制限価格、もしくは定量化限度額は設定されますでしょうか。仮に設定される場合、事前公表されるのか、事後公表となるのか、併せてご教示願います。	外部有識者の意見を踏まえて審査委員会で決定します。 詳細は、入札公告時に示します。
57	実施方針	落札候補者選定	16	2	4	3	(6)			一定の算出式に基づき点数化するとありますが、算出式を教示ください。	入札公告時に示します。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
58	実施方針	総合評価	17	2	4	3	(7)			評価結果について、貴市に説明を求めることはできますでしょうか。(落札候補者落選の場合)	説明を求めることは可能です。詳細は入札公告時に示します。
59	実施方針	著作権	17	2	4	4	(1)			「～審査結果の公表において必要な場合、本市は必要な範囲において公表を行うことができる。ただし、固有の特殊技術に関する情報は公表しない。」とありますが、貴市の公表前に落札者が内容を確認できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	実施方針	著作権	17	2	4	4	(1)			「…審査結果の公表において必要な場合、本市は必要な範囲において公表を行うことができる。…」とありますが、当該公表に際しては事業者に予めご連絡頂きたく、よろしく願いいたします。	No. 59の回答を参照ください。
61	実施方針	基本協定の締結	18	2	6	1				添付資料1「契約構造図」とは、本事業において各契約の当事者となる者をタイルで示し、当該タイル同士を線でつなげる等して契約関係を示すものと理解しておりますが、添付資料1以外の契約構造図は今後提示頂けるものと考えてよろしいでしょうか。今回提示頂いた内容では分かりにくいので当該確認させて頂く次第です。	入札公告時に示します。
62	実施方針	落札者の決定と通知	18	2	6	2				落札者決定通知日から5日を経過する日までに、2-6-4から2-6-8に示された各契約を締結しなければならない、とされていますが、実務上困難かと思料致します。「当該5日を経過する日」に設定された理由を教示願います。	落札候補者を決定した後、落札候補者と契約書に係る協議が整い次第、落札者として決定します。落札者として決定してから5日以内に契約する理由は、広島市契約規則に準拠するためです。
63	実施方針	請負契約	19	2	6	5				本事業の工事請負契約はDB部分とDBO部分が分割されるとの認識でよろしいでしょうか。	分割はしません。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
64	実施方針	下水汚泥再資源化物の売買契約	19	2	6	7				下水汚泥再資源化物の売買契約は、維持管理・運転業務を行う事業者とありますが、維持管理・運転業務を行う代表企業が契約することも可能でしょうか。	維持管理・運営業務委託契約における本市の相手方と下水汚泥再資源化物の売買契約を締結します。
65	実施方針	責任分担の考え方	20	3	2	1				「本事業における責任分担の考え方は、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを担うことを基本的な考え方とする。」とありますが、リスク分担表に基づくことを大前提に、「本事業の導入有無にかかわらず発生するリスク」「事業者努力の範疇を超えたリスク」は事業者ではなく市で担うとの解釈でよろしいでしょうか？	提示された事象が不明瞭であるため、発生した事象を勘案して双方で協議の上で、適切な負担者を決定します。
66	実施方針	責任分担の考え方	20	3	2	1				「（前略）～～ここでいうリスクを最もよく管理することができるとは（中略）①リスクの顕在化をより小さな費用でふさぎえる対応能力」とありますが、下水道賠償責任保険業務など行政のみが加入できる保険でカバーできる範囲は、市でリスクを担うとの解釈でよろしいでしょうか？	No. 65の回答を参照ください。
67	実施方針	工事請負の契約保障	20	3	3	2				本工事請負契約は約10年になりますが、保険会社から履行保証保険の引き受けは最長7年と言われました。 例えば、初年度に7年の履行保証を締結し、7年後に残りの3年分の履行保証を締結することを認めていただけないでしょうか。	質問の提案は認められません。次のいずれかに掲げる保証を付してください。 （１）契約保証金の納付 （２）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 （３）本工事請負契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証 （４）本工事請負契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 （５）本工事請負契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
68	実施方針	事業の実施のモニタリング	21	3	4					設計・施工及び維持管理・運営に関してのモニタリング実施周期、その実施方法は、どのように考えられていますか。また、	入札公告時に示します。
69	実施方針	設計・施工段階	21	3	4	1				「事業者による設計業務及び施工業務が要求水準書等に定める要件及び技術提案書に示した内容を満たしていることを確認するために、設計業務及び施工業務のモニタリングを行う。」とありますが、モニタリングの実施方法については具体的にどのようにお考えでしょうか？広島市様からモニタリングのための履行確認一覧表が提示されるという認識でよろしいでしょうか？	入札公告時に示します。履行確認一覧表は提示する予定はありません。
70	実施方針	事業期間の終了段階	21	3	4	3				事業終了後の施設の引き渡し条件について、「事業期間終了時において維持管理・運営対象施設の全ての施設が要求水準書（案）で提示した性能を発揮できる機能を有し、事業終了後１年以内は大規模修繕又は不可抗力以外の不測の更新及び修繕等を要することのない状態」とありますが、「事業終了後１年以内は大規模修繕又は不可抗力以外の不測の更新及び修繕等を要することのない状態」とは、 <u>維持管理・運営事業者が、事業終了後も継続して運転すると仮定した場合実施する維持管理・運営項目が適切になされた上での状態を前提としている、</u> という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
71	実施方針	事業期間の終了段階	21	3	4	3				汚泥受入施設等は、維持管理・運営対象施設ではないため、本項は適応されないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	実施方針	事業用地	22	4	2		(3)			事業用地は、既存の汚泥燃料化施設の敷地を含む西部Ｃ西系施設敷地南端と記載ありますが、東系施設敷地南端の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。入札公告時に修正したものを示します。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
73	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク分担 制度・法令変更	32						8	「本事業に直接関わる関係法令・許認可の新設、変更等」の負担者について、事業者 に丸印（※1）が付されておりますが、当該 事象は事業者の関与やコントロールできな いものであるため、貴市にて負担いただ けようご検討ください。	ご意見として承ります。
74	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク分担 制度・法令変更	32						8	「本事業に直接関わる関係法令・許認可の新設、変更等」は※1より双方協議の上、 適切な負担者を決定するものとなってい ますが、当該リスクは事業者で管理でき ないものと思料します。当該リスクを事 業者が負担する可能性がある、そのリス クに応じた金銭的備えをする必要があり 、事業費増大に繋がりうるため、貴市で の負担、もしくは※5と同様原則貴市の 負担としていただきたく、お願い致し ます。	No. 73の回答を参照ください。
75	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク分担 制度・法令変更	32						8	「本事業に直接関わる関係法令・許認可の新設、変更等」のリスク負担者について 「※1_発生した事案を勘案して双方と協議の上で、適切な負担者を決定する。」とし て貴市・事業者の双方に○がついており ますが、制度・法令変更は、事業者にお いてリスクを想定し、管理することは困 難です。そのため、本紙3-2-1に示され た責任分担の考え方を踏まえ、負担者は 貴市として頂きたくお願い致します。	No. 73の回答を参照ください。
76	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク分担 制度・法令変更	32						9	広く一般に適用される法令変更でありな がら、貴市は免責で事業者のみリスクを 負うことは、貴市/事業者共に負担者とし ていただくことは可能ですか。	原案のとおりとします。
77	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク分担 税制変更	32						12	「その他、本事業に影響を及ぼす税制の 変更によるもの」の負担者について、事 業者に丸印（※2）が付されております が、税制の変更内容に関わらず、本事業 に関する税制変更リスクを事業者が負担 することは過度な要求になるため、貴市 にて負担いただけるようご検討ください。	原案のとおりとします。基本的には、法人 の利益に対する課税の税制変更は事業者 の負担とし、その他の税制変更は、本市 が負担します。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
78	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 税制変更	32						12	「その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更によるもの」は、※2より税制の変更内容に合わせて適切な負担者を決定するものとなっていますが、当該リスクは事業者で管理できないものと思料します。当該リスクを事業者が負担する可能性があるため、そのリスクに応じた金銭的備えをする必要があり、事業費増大に繋がりうるため、貴市での負担、もしくは※5と同様原則貴市の負担としていただきたく、お願い致します。	No. 77の回答を参照ください。
79	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 税制変更	32						12	消費税、法人税等以外の「その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更によるもの」のリスク負担について「※2_税制の変更内容に合わせて適切な負担者を決定する。」として貴社・事業者の双方に○がついておりますが、税制変更は、事業者においてリスクを想定し、管理することは困難です。そのため、本紙3-2-1に示された責任分担の考え方を踏まえ、負担者は貴市として頂きたくお願い致します。	No. 77の回答を参照ください。
80	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 第三者賠償	32						15	契約不適合による事故・火災等によるものとありますが、この部分は建設工事中にのみ適応されると考えてよろしいでしょうか	設計・施工業務だけでなく、維持管理・運営業務も該当します。
81	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 第三者賠償	32						21	No. 21「既設管理棟～及び既設基礎版の老朽化・劣化に起因するもの」の負担者が事業者負担となっておりますが、どのような理由で当該項目が事業者負担となるか、ご見解をご教示いただけないでしょうか。	既設管理棟及び既設基礎版などは既設利用を前提としており、必要に応じて補強等を行うこととしています。この補強等の対策に起因する契約不適合を対象とし、既設建設時に起因する契約不適合を除きます。
82	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 第三者賠償	32						21	No. 21「内在する契約不適合を除く」とありますが、既設建設時に起因する契約不適合はこれに該当すると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
83	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 第三者からの損害	32						29	「上記以外の事由によるもの」とありますが、具体的にどのような事象をイメージされているかご教示願います。 事業者の帰責事由によるもの以外の事象については、原則として貴市にて負担いただくべきと思料します。	不法侵入による損壊や電力会社の障害による影響を想定しています。 負担については、双方で協議の上で適切な負担者を決定します。
84	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 第三者からの損害	32						27 28 29	リスク分担表のリスクNo. 13～26が第三者への賠償リスクについて記載されているものと理解します。そのため、No. 27～29は第三者からの損害賠償請求リスクについて記載されている、との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
85	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 環境問題	32						33	「上記以外の事由によるもの」とありますが、具体的にどのような事象をイメージされているかご教示願います。 事業者の帰責事由によるもの以外の事象については、原則として貴市にて負担いただくべきと思料します。	ご意見として承ります。
86	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 物価変動	32						34 35 36	物価変動のリスク分担は市と事業者双方が負担となっており、※3には「一定割合までは事業者の負担、それを超える費用は本市の負担とする。」旨の記載がありますが、割合の具体的な数値をご教示ください。	入札公告時に示します。
87	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 物価変動	32						34 35 36	物価変動の価格改定に使用する指標（インデックス）について、事業者提案により使用する部材や用役項目が異なる場合もある為、契約協議時に事業者側から提案できる機会を設けていただきたく、ご検討よろしく願います。	原則、入札公告時の契約書（案）のとおりとしますが、契約詳細の協議時の対象項目とします。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
88	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 物価変動	32						35 36	維持管理・運營業務期間内の固定費及び変動費の物価変動のリスク負担方法について、入札公告時に詳細は公表されるものと理解してよろしいでしょうか。 また、維持管理・運營業務は設計・建設業務と異なり、費目に対し設定した指標の変動が一定割合を超えた際にサービス対価全体額の変更を請求することが一般的だと思います。（PFI標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型版）第50条＜平成22年3月30日公表、令和7年6月4日改正＞） つきましては、本リスク分担表_※3の「一定割合までは事業者の負担、それを超える費用は本市の負担」という記載は、あらかじめ定めた一定の割合より少ない指標変動（上振・下振含む）の時には委託料改定を行わず、一定の割合以上の指標変動が起きた際に委託料全額を指標に基づき改定することを意図している、との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
89	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 不可抗力	33						41	不可抗力、人為的等通常予見可能な範囲外の者により生じる費用増加または損害が事業者にも記載があります。負担率は低いが、通常予見可能な範囲外の事由であり、市のリスクと考えられます。	原案のとおりとします。
90	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 要求水準未達	33						42	要求水準未達の原因については、貴市の帰責事由による場合、事業者の帰責事由による場合、貴市・事業者のいずれの責めに帰さない事由による場合、の3ケースが想定されます。No. 42は、事業者の帰責事由による設計・施工段階及び維持管理段階における要求水準未達に係るリスク負担者が示されている、との理解してよいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
91	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 要求水準未達	33						42	「設計・施工段階及び維持管理段階における要求水準未達」の負担者が事業者となっておりますが、事業者の帰責事由による場合のみとの理解でよろしいでしょうか。	No. 90の回答を参照ください。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
92	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 設計成果物の契 約不適合	33						50	要求水準未達の原因については、貴市の帰責事由による場合、事業者の帰責事由による場合、貴市・事業者のいずれの責めに帰さない事由による場合、の3ケースが想定されます。No. 50は、事業者の帰責事由による設計段階における要求水準未達に係るリスク負担者が示されている、との理解してよいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
93	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 用地	33						51	No. 51「埋設物等」には杭・山留工事などに支障をきたすコンクリート殻、玉石等を含むと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
94	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 施工管理	33						56	「施工管理に関するもの」の負担者が事業者となっておりませんが、事業者の帰責事由による場合のみとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
95	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 関連機関調整	33						59	「関連機関との調整・協議」により生じるリスクの想定事象を具体的に教示願います。また、同表No. 5, 6の「許認可取得」で生じるリスクの想定事業との違いも併せてご教示ください。	技術提案時点に本市及び事業者の双方が推察できない事象ですので、現時点の想定はありません。このため、※1の注記を付しております。 事業者が取得すべき許認可・届出は、事業者提案により、内容が変わるため、本市では想定できていません。事業者提案の内容と経験を踏まえ、判断してください。
96	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 関連機関調整	33						59	「関係機関との調整・協議により、技術提案時に推察できない要求事項により変更が生じたもの」の負担者について、事業者に丸印（※1）が付されておりますが、当該事象は事業者の関与やコントロールできないものであるため、貴市にて負担いただけるようご検討ください。	No. 95の回答を参照ください。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
97	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 施設・設備の契 約不適合	33						62	No. 62「内在する契約不適合を除く」とありますが、既設建設時に起因する契約不適合はこれに該当すると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 施設・設備の契 約不適合	33						62	既設管理棟（建築施設及び建築設備）及び既設基礎版の各施設及び各設備に関し生じるリスクを事業者負担する理由をご教示願います。既設が対象であるため確認させて頂く次第です。	No. 81の回答を参照ください。
99	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 施設・設備の契 約不適合等	33						62 82	公告時点における既設建屋および既設基礎版の劣化、損傷の有無について現況調査結果や診断結果等により明確にされた資料を提示願います。劣化・損傷状態のわかる資料がない場合は、劣化・損傷に対する現地調査費用および補修費用の負担先については別途協議させていただけるという認識でよろしいでしょうか。 また、既設管理棟および既設基礎版については建設時における施工不良はないものと認識してよろしいですか。	該当する資料はありません。 現地調査費用及び補修費用については、下水汚泥燃料化事業の契約不適合を除き、原則本事業で対応してください。 施工不良はないものと認識していますが、施工不良が顕在化した場合は、リスク分担表No. 78に基づき対応します。
100	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 切替後の運転等	33						65 66 67 68	下水汚泥燃料化事業者の責による本事業への支障、遅延については下水汚泥燃料化事業者の負担とする内容を追記お願いいたします。	下水汚泥燃料化事業に係る責任は、「市の帰責事由」となります。
101	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 原料・ユーティ リティ	33						69	「処理水、雑用水、温水、上水及び電気（単独受電分を除く）の供給停止に関するもの」の負担者について、事業者に丸印（※5）が付されておりますが、事業者が当該リスクを負担することは不相当であるため、貴市にて負担いただけるようご検討ください。 なお、No.72「消化ガスの供給停止に関するもの」及びNo.74「脱水汚泥の供給停止に関するもの」も同様です。	事業のリスク分担表の注記の※5において、「発生した事案を勘案して双方と協議の上で、適切な負担者を決定する。ただし、基本的に負担者は市とする。」と記載していますので、発生した事案が事業者の責めに帰すべき場合を除き、本市が当該リスクを負担します。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
102	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 消化ガス	33						72 73	添付資料2 「事業に係るリスク分担」に、消化ガスの熱量が低下した場合のリスク分担は広島市という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
103	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 消化ガス	33						72 73	貴市が供給する消化ガスの量・性質が要求水準書で定めた一定の変動範囲を超えた場合は、同表No. 75の脱水汚泥の考え方と同様に、貴市がリスクを負担するという考え方でよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
104	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 消化ガス	33						73	添付資料2 「事業に係るリスク分担」より、「市が供給する消化ガスの供給可能量を下回った場合」とありますが、供給可能量とは要求水準書別紙3にある余剰消化ガス量のことでしょうか。	お見込みのとおりです。
105	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 施設の損傷	32						82	既設管理棟(建設施設及び建築設備)及び既設基礎版の施設設備の老朽化劣化によるコスト増大が、事業者のリスクとなっています。既設管理棟等は下水燃料化事業の延長でも使用することから、延長期間中のリスクは本事業のリスクから除外されるという認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
106	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク 分担 下水汚泥再資源 化物の買取	34						87	「要求水準書を達成する下水汚泥再資源化物の製造は行われているが、市の帰責事由により下水汚泥再資源化物の利活用における買取が行われない場合」とありますが、想定されている事象をご提示願います。	国際会議（例：サミット）等の開催に伴う交通規制により、下水汚泥再資源化物の搬出に必要な道路の使用が制限される場合などを想定しています。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
107	実施方針	本事業に係るリスク分担表 下水汚泥再資源化物の運搬・貯蔵・利用	34						90	「下水汚泥再資源化物を利活用することに対する利活用先周辺の対応」の負担者が事業者となっておりますが、本事業の契約事項（要求水準含む）に従い利活用を促進した結果生じたリスクについては、事業者が負担することが不適当な事象もあると考えます。 よって、負担者として貴市・事業者双方に丸印及び※1を付していただくよう、ご検討ください。	ご意見として承ります。
108	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク分担 事業終了時の手続き	34						91	「終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの」の負担者が事業者となっておりますが、事業者が負担することが不適当である諸費用については、協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業終了時において、事業者が不適当であることを明確にした資料を基に、双方で協議して決定することとします。
109	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク分担 物価変動	34						※3	添付資料2 「事業に係るリスク分担」より、「※3_一定割合までは事業者の負担、それを超える費用は本市の負担とする。」とありますが、「一定割合」について明確な基準を設けていただくことは可能でしょうか？	入札公告時に示します。
110	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク分担 物価変動	34						※3	「_一定割合までは事業者の負担、それを超える費用は本市の負担とする」について、長期契約での物価変動は、事業者リスクが高く、品質の確保を最優先とした運営を行う上でも一定の割合も含めた負担を貴市でお願いします。負担いただけない場合は一定割合の内容を具体的にご提示願います。	No. 109の回答を参照ください。
111	実施方針	添付資料2 事業に係るリスク分担 不可抗力	34						※4	「～損害額等の1/100以内の費用までは事業者の負担、それを超える費用は本市の負担とする。」とありますが、昨今の自然災害や世界情勢を鑑みた場合、「損害額等の1/100」は事業者にとって過大なリスクと言わざるを得ません。つきましては、「当該年度の維持管理・運営費用の1/100」としていただきたくご検討願います。	No. 89の回答を参照ください。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
112	要求水準書 (案)	関係法令 機械・電気関係	12	1	4	2	(3)			機械・電気関係の基準、仕様書の記載があるが、機器の材質選定などは事業者による選定で、配管材料などは広島市様指定仕様という理解でよろしいでしょうか。	維持管理・運営対象施設については、1－4－2項（3）に記載の本市基準及び仕様等に準拠する必要はありません。
113	要求水準書 (案)	基準・仕様	8	1	4	2	(1)			広島市緑化推進制度について、現状の施設緑化率及び緑化施設等面積のわかる資料は配布資料に含まれているでしょうか。含まれてない場合は資料をご教示願います。	緑化計画書の提出は不要となる想定です。落札者決定後の詳細設計時に資料提供を行います。
114	要求水準書 (案)	基準・仕様	9	1	4	2	(2)			土木基準にて地盤改良を検討する場合の基準・指針をご教示いただけないでしょうか。	適用基準等の選択は、事業者提案とします。
115	要求水準書 (案)	基準・仕様	12	1	4	2	(3)			電気設備工事標準図（広島市）は令和6年3月版 電気設備工事標準図 広島市都市整備局を指していますでしょうか。	P.11の1－4－2項（2）の電気設備工事標準図（広島市）のことであれば、お見込みのとおりです。
116	要求水準書 (案)	外部汚泥の受入	14	2	2	3	(2)			脱水汚泥は千田Cのみで、その他Cは全て流入汚水として受け入れるとの理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
117	要求水準書 (案)	処理フロー	16	2	2	4	(2)			図2-2-2 「余剰汚泥濃縮棟洗浄水槽」から「汚泥混合溶解施設」に送る水は「雑用水」となるのは、誤記であり「処理水」との理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。入札公告時に修正したものを示します。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
118	要求水準書 (案)	事業範囲	20	2	3	4				既存施設の内、更新（別途工事）と機器は広島市様の所掌で別途工事が実施されるという認識で間違いないでしょうか？	お見込みのとおりです。
119	要求水準書 (案)	本事業に関する 既設施設	20	2	3	4			④	脱水汚泥移送ポンプ 2台:更新(別途工事)とあるが、脱水汚泥量増加によるポンプ能力、台数の変更等の考慮した更新計画となっているのかを教えてください。	事業者提案を踏まえ、本市にて、令和8年度予定の実施設計業務により、詳細を検討します。
120	要求水準書 (案)	本事業に関する 既設施設	20	2	3	4			④	脱水汚泥移送ポンプについて、下記の理解でよろしいでしょうか。 1. 制御及び電源供給は事業者範囲外 2. その場合、脱水汚泥移送ポンプと新設汚泥燃料化施設との信号取合いは広島市様と協議の上決定される。 3. 脱水汚泥移送ポンプの信号取合いに関する改造計画・設計は事業者範囲外	1. については、お見込みのとおりです。 2. については、脱水汚泥移送ポンプと下水汚泥再資源化施設の信号取合いは、4－6－7項（1）3）④を参照ください。信号項目等、詳細は落札者決定後の詳細設計時の協議事項とします。 3. については、お見込みのとおりです。
121	要求水準書 (案)	本事業に関する 既設施設	20	2	3	4			⑥	温水循環ポンプについて、下記の理解でよろしいでしょうか。 1. 制御及び電源供給は事業者範囲外 2. その場合、温水循環ポンプと新設汚泥燃料化施設との信号取合いは広島市様と協議の上決定される。 3. 温水循環ポンプの信号取合いに関する改造計画・設計は事業者範囲外	1. については、お見込みのとおりです。 2. については、温水循環ポンプと下水汚泥再資源化施設の信号取合いは、4－6－7項（1）3）④を参照ください。信号項目等、詳細は落札者決定後の詳細設計時の協議事項とします。 3. については、お見込みのとおりです
122	要求水準書 (案)	本事業に関連する 既存施設	20	2	3	4			④ ⑤ ⑥	別途工事にて更新される各機器の機器仕様は既設同様との理解でよろしいでしょうか？また、更新後の設置場所、責任分界点における各流体の供給圧力をご提示願います。	詳細は落札者決定後に、事業者提案を踏まえ、令和8年度に予定している実施設計業務において決定します。
123	要求水準書 (案)	本事業に関連する 既存施設	20	2	3	4			⑦	既設脱臭設備の撤去は貴市所掌との理解でよろしいでしょうか？また、配布資料に記載がないため脱臭設備（立形薬液洗浄塔）の重量をご提示願います。	既設脱臭設備の撤去は、事業者の施工業務範囲となります。既設脱臭設備（立形薬液洗浄塔）の重量については、入札公告時に示します。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
124	要求水準書 (案)	脱臭設備の更新 時期について	20	2	3	4			⑦ ア	余剰汚泥濃縮棟内の脱臭設備の更新工事はいつ頃実施予定でしょうか？	脱水汚泥受入施設等の施工期間に合わせて事業者にて実施してください。
125	要求水準書 (案)	既存施設の撤去	22	2	4					表2-4-1 既設汚泥燃料化施設の景観壁が撤去となっています。他方、P79 4-4-5項には外部配置の機器に対する景観壁の記載があります。既設側で外部から機器が見える範囲については撤去せずに存置するものと考えてよろしいでしょうか。	残置は想定していません。 工事の途中段階における景観壁の取扱いはNo. 12の回答を参照ください。
126	要求水準書 (案)	既存施設の撤去	22	2	4					既設汚泥燃料化施設の景観壁は、R17年度末の段階ではどのような形状となるのか、ご教示願います（例えば、西面、南面は壁なしなど）	令和17年度末の時点で、既設汚泥燃料化施設の景観壁は、全て撤去された状態となります。
127	要求水準書 (案)	既設利用	22	2	4	1				既存施設の既設基礎版、土木構造物は既設利用可となっていますが、基礎版以外に重油タンク、トラックスケール、油水分離槽の土木構造物についても既設利用可と考えてよろしいでしょうか。	重油タンク、トラックスケール及び油水分離槽の土木構造物は、既設利用不可とします。 ただし、契約後において本市との協議により、V E 提案とすることを認めます。
128	要求水準書 (案)	事業期間	23	2	5					表2-5-1に事業期間の予定として挙げられている工程について、脱水汚泥受入施設等並びに下水汚泥再資源化施設等（1系列目及び2系列目）の運営開始時期が遅延した場合、貴市へのペナルティは想定されていますか。また、想定されている場合、その内容を教示ください。	遅延損害金が発生します。詳細は、入札公告時に示します。
129	要求水準書 (案)	本事業に係る維持管理・運営業務期間	24	2	5	3				「下水汚泥再資源化施設の維持管理・運営業務の開始時期は以下に掲げるとおりとする。 ①1系：2032年（令和14年）4月1日、②2系：2035年（令和17年）4月1日」とありますが、開始時期より早く維持管理・運営業務を開始することは問題ないでしょうか？	①及び②の始期は遵守してください。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
130	要求水準書 (案)	本事業に係る維持管理・運営業務期間	24	2	5	3				既設管理棟の維持管理業務の開始時期は2035年（令和17年）4月1日と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
131	要求水準書 (案)	本市が行う別途事業	24	2	5	4			②ウ	既設汚泥燃料化施設の1系と2系を切り離す電気設備改良工事の設計業務も貴市実施の別途事業に含むという認識で相違ありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
132	要求水準書 (案)	本市が行う別途事業	24	2	5	4			④	余剰ガス燃料装置は事業用地外へ更新とありますが、既設設備の撤去(基礎含む)も含まれると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
133	要求水準書 (案)	本市が行う別途事業	25	2	5	4			④	余剰ガス燃焼装置の撤去計画について、詳細（撤去範囲、特に基礎や配管架台などの範囲）をご提示ください。	入札公告時に示します。
134	要求水準書 (案)	本事業の業務内容	25	2	6	1	(1)		①	既設汚泥燃料化施設の1系と2系の切り離しに伴う電気設備・電気工事の設計業務は本事業者範囲外と考えてよろしいでしょうか。	No. 131の回答を参照ください。
135	要求水準書 (案)	事業者が行う施工業務	25	2	6	1	(2)		②	「既設汚泥燃料化施設の1系と2系の切り離しに伴う機械工事」とありますが、具体的にどのような機械工事を想定されていますでしょうか？	No. 3の回答を参照ください。
136	要求水準書 (案)	維持管理・運営権者が行う業務範囲 本市が行う業務範囲	26 27	2	6	2				「維持管理包括委託業務受注者(第7期以降)との業務調整」は市が支援し、受託者が主体として行うものの認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
137	要求水準書 (案)	業務範囲	26	2	6	2	(1)			会計検査対応の支援に関する想定される具体的な内容をご教示ください。	設計・施工業務に関する根拠資料の整理、説明資料の作成等を示します。
138	要求水準書 (案)	仮置き場・駐車場・現場事務所	26	2	6	2	(1)	2)	③	資機材仮置き場、工事事務所、駐車場の設置場所はお借りできるものと考えてよいですか？その場合の指定はありますでしょうか。	事業用地内又は西系建設事業用地の一部を使用することは可能です。ただし、西系建設事業用地は他事業でも使用していますので、落札者決定後の詳細設計時の協議事項とします。
139	要求水準書 (案)	施工ヤード	26	2	6	2	(1)	2)	③	「施工に必要となる施工ヤードの確保」とありますが、西部水資源再再生センター内に空き用地がある場合（西系の空き用地など）、広島市様と協議の上で、仮置き場などの施工ヤードとして使用することは可能でしょうか？ また、もし資機材の仮置き場の指定がある場合は、ご教示ください。	No.138の回答を参照ください。
140	要求水準書 (案)	業務範囲	26	2	6	2	(2)			貴市の行う肥料利用拡大推進に向けた取り組みへの協力に関する想定される具体的な内容をご教示ください。	No. 8の回答を参照ください。
141	要求水準書 (案)	脱水汚泥性状、事業者及び本市の業務範囲	26	2	6	2	(2)		⑤	脱水汚泥量、脱水汚泥性状について維持管理包括委託業務受注者と協議することは業務調整の範囲に含まれるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
142	要求水準書 (案)	本市が行う業務範囲	27	2	6	2	(3)		①	設計業務に関する監督について、下水道用機械・電気設備提出書類様式集（広島市下水道局）通りの提出書類、提出期限が要求されるのでしょうか。	下水道用機械・電気設備提出書類様式集（広島市下水道局）は施工業務に適用します。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
143	要求水準書 (案)	本市が行う業務 範囲	27	2	6	2	(3)		①	設計業務に関する監督について、下水道用機械・電気設備工事記録写真撮影要領（広島市下水道局）通りの写真撮影・編集・提出が要求されるのでしょうか。	施工業務に対する質問と理解し、以下のとおり回答します。 お見込みのとおりです。
144	要求水準書 (案)	本市が行う業務 範囲	27	2	6	2	(3)		②	機器製作・施工に関する監督、検査について、下水道用機械・電気設備試験・検査要領（広島市下水道局）通りの検査項目・基準が要求されるのでしょうか。 また、広島市様の立会検査（工場・現場）を実施される場合の対象をご提示ください。	前者については、お見込みのとおりです。 後者については、出来高検査、機器・材料搬入検査、アンカー引抜試験等を想定しています。
145	要求水準書 (案)	本市が行う業務 範囲	27	2	6	6	(3)		①	既設汚泥燃料化施設の一般危険物取扱事業所の変更手続きは貴市にて実施頂けるとの理解でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
146	要求水準書 (案)	既設利用	29	2	7		(2)			「居室や機械室などの既設利用を行わない範囲に設定した場合においても、事業期間を通して、近隣環境、他の業務の従事者及び当該業務の維持管理従事者に対して、影響又は危険が及ばない措置を講ずるものとする。」とありますが、影響又は危険が及ばない措置とは具体的にどのようなもの想定されていますでしょうか？	他の業務の従事者及び当該業務の維持管理従事者の維持管理動線上において、壁や天井の剥離、機器の落下等による怪我を想定しています。
147	要求水準書 (案)	既設利用	29	2	7		(2)			「居室や機械室などの既設利用を行わない範囲に設定した場合においても、～」とありますが、「居室や機械室などを既設利用を行わない範囲に設定した場合においても、～」との誤記でしょうか。	入札公告時に修正したものを示します。
148	要求水準書 (案)	既設利用	29	2	7		(2)			既設管理棟（建築物）の利用に必要なとなる各設備の撤去、及び撤去に伴う補修等が行える時期をご教示下さい。	原則として、令和17年4月1日以降とします。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
149	要求水準書 (案)	既設利用	29	2	7		(2)			既設基礎版（土木構造物）の既設利用について検討の結果、既設基礎版（土木構造物）に補強を行うことが困難、補強を行うことが不経済、もしくは、安全上の問題がある場合は、部分的または全面的に撤去することを想定してよろしいでしょうか。	原則として、撤去は不可とします。
150	要求水準書 (案)	既設利用	29	2	7		(2)			補強の必要性については、既設構造計算書で採用された検討方針や基準（クライテリア）に基づいて判断するものと理解してよろしいでしょうか。また、現在の劣化状況については広島市様の方で確認済みであり、構造計算書に記載された許容応力度などの値をそのまま採用し、低減の必要はないとの理解で差し支えないでしょうか。提示いただいた計算書などの資料内容については、広島市様の責任にて確認済みとの理解でよろしいでしょうか。	既設基礎版（土木構造物）は、レベル2地震動を考慮した耐震設計を行っています。事業者提案による設備荷重等の変更内容を踏まえ、現行基準にて照査を実施し、必要な措置を講じた上で、使用してください。劣化状況については、土木基準において、劣化状況に応じた劣化係数の規定がないため、許容応力度の低減は不要です。ただし、落札者決定後の詳細設計時において、事業者にてコンクリート圧縮強度試験を実施し、その結果が構造計算書に記載された所定の圧縮強度を満たさない場合は、本市との協議により、対応方法を決定することとします。 提示している計算書は、既設構造物の性能を示す根拠資料ですので、先に述べた照査と必要な措置を講じることにより対応してください。
151	要求水準書 (案)	既設利用	29	2	7		(2)			既設管理棟（建築物）及び既設基礎版（土木構造物）を流用しない提案は受け付けられないのでしょうか。	2－7項（2）を考慮した提案として下さい。 使用用途は本事業に関わるものであれば問いません。
152	要求水準書 (案)	既設利用又は更新	29	2	7		(2)			既設利用にあたり、既設構造体の健全性の確認および立証は、事業者の責務ではないものと理解してよろしいでしょうか。	既設構造体に対して、荷重条件の変更や、補修又は補強等を行う場合は、事業者の責務として既設構造体の健全性の確認及び立証を行ってください。
153	要求水準書 (案)	既設利用又は更新	29	2	7		(2)			既設基礎版（土木構造物）の既設利用に当たって、鉄骨アンカーは計算上で強度確認の上、流用可能との理解でよろしいでしょうか。	鉄骨アンカーは、事業者の判断により流用可能ですが、一定の経過年数を経ているため、安全性に懸念があると判断した場合は、別途対策を講じてください。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
154	要求水準書 (案)	既設利用	29	2	7		(3)			既設管理棟を利用した場合、電気代や水道代、消防設備点検など建屋の修繕又は取り替えを除いた既設管理棟に関わる一切の費用は2035年3月31日までは貴市もしくは下水汚泥燃料化事業者（延長）が負担するという理解でよろしいでしょうか	2035年3月31日までは既設管理棟を利用することはできません。
155	要求水準書 (案)	既設利用又は更新	29	2	7		(3)			既設管理棟について、取り替えや修繕は事業者負担とありますが、構造体については取り替えや修繕の対象外と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
156	要求水準書 (案)	既設利用又は更新	29	2	7		(3)			既設管理棟について、取り替えや修繕は事業者負担とありますが、取り替えや修繕の要否判断は事業者と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
157	要求水準書 (案)	既設利用又は更新	29	2	7		(3)			既設管理棟について、取り替えや修繕費用を見込むにあたり、これまでの取り替え・修繕実績および修繕計画書、維持管理費、維持管理計画をご提供お願いいたします。	既設管理棟については、現時点で建築物及び建築設備の取替・修繕実績はありません。また、既設管理棟に関する修繕計画及び維持管理計画もありません。
158	要求水準書 (案)	既設管理棟の利用の既設利用と電気・管理棟の関係	29	2	7		(4)			電気・管理棟を新設する場合、必須な諸室については、事業者にて自由提案できるものと考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、諸室の条件をご教示願います。	必要な諸室を事業者提案で設けてください。
159	要求水準書 (案)	計画高潮位	31	3	1	2			⑪	要求水準書には計画高潮位TP+3.6mと記載されています。一方で、貴市のハザードマップによると、戦後最大規模の高潮で浸水深30cm以上50cm未満、想定最大規模の高潮で浸水深1m以上3m未満の被害が想定されています。 本事業における高潮対策に対する設計条件および見積条件において、要求水準書記載の計画高潮位を基準として考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
160	要求水準書 (案)	事業用地	34	3	1	3	(1)			事業用地内の土中からの可燃性ガスの発生はないと考えてよろしいでしょうか。	これまで事業用地内において、可燃性ガスの発生を検知した事例はありません。
161	要求水準書 (案)	各種規制	35 36 37 38 39	3	2					各種規制基準を満足しているかどうかを判断するにあたり、計量証明書が必要でしょうか。	計量証明書は必要ありません。
162	要求水準書 (案)	工事濁水に係る排水基準	36	3	2	1	(3)			大腸菌の許容限度が「日間平均3,000個/cm3」と記載がありますが、「800CFU/mL」ではないでしょうか？	入札公告時に修正したものを示します。
163	要求水準書 (案)	公害防止基準	36	3	2	1	(3)			「表3-2-3 工事濁水に係る排水基準」内の大腸菌数について「日間平均3,000個/cm3」となっていますが、2025年4月1日から、従来の「大腸菌群数」から「大腸菌数」へ排水基準が変更・強化されています。大腸菌数：日間平均800 CFU/mL (CFU：コロニー形成単位)は適用されないのでしょうか。	No. 162 の回答を参照ください。
164	要求水準書 (案)	工事濁水に係る排水基準	36	3	2	1	(3)			解体工事時における処理後排水は基準を満たせば、公共水域または下水道へ放流してよいと理解してよろしいでしょうか。	解体工事における排水量が、西部Cで受け入れ可能な量であれば、放流せずに西部Cに排水してください。
165	要求水準書 (案)	維持管理・運営業務時の各種規制	37	3	2	2	(1)			敷地境界とは西部水資源再生センターの敷地境界と考えてよいでしょうか。 (2) 振動規制、(4) 悪臭基準も同様	お見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
166	要求水準書 (案)	ユーティリティ の供給・排水条 件	39	3	2	2	(4)			現地確認にて排水槽へ機械濃縮の分離液が投入されておりましたことより、脱水汚泥受入施設から発生する生物脱臭排水やタンクや配管の洗浄時に発生する排水は、汚水排水の制限によらないものと考えてよろしいでしょうか。	(5) についての質問と理解し回答します。お見込みのとおりです。
167	要求水準書 (案)	汚水排水基準	39	3	2	2	(5)			当社の汚泥再資源化施設から出るろ液を消化槽へ返送することは可能ですか。	西部Cへの悪影響がないことを前提として、落札者決定後の詳細設計時の協議事項とします。
168	要求水準書 (案)	維持管理・運営 業務時の各種規 制	39	3	2	2	(5)			排水基準は定められていますが、排水量の制限はないのですか？どの程度の排水量を想定されていますか。	排水量の制限は設けておりませんが、西部Cの運用に支障のない範囲で計画してください。詳細は落札者決定後の詳細設計時の協議事項とします。
169	要求水準書 (案)	脱水汚泥性状、 事業者及び本市 の業務範囲	40	3	3	1				脱水汚泥量、脱水汚泥性状について維持管理包括委託業務受注者と協議することは業務調整の範囲に含まれるのでしょうか。	No. 141の回答を参照ください。
170	要求水準書 (案)	年間処理量	40	3	3	1	(1)		③	R14からR16における下水汚泥再資源化施設の年間処理量は表3-3-1[7]から41.6 m3/日を差し引いた数値に365日を乗じた値との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、実際の処理量については協議の上決定します。
171	要求水準書 (案)	脱水汚泥受入施 設に対する脱水 汚泥	41	3	1	1	(2)		⑧	千田Cからの脱水汚泥は、千田Cの汚泥前処理設備（スクリーン）にてし渣が確実に除去されているとの認識でよいですか。また、千田Cの汚泥処理フローを開示願います。	お見込みのとおり、千田Cからの脱水汚泥は、汚泥前処理設備にてしさの除去を行った汚泥となります。千田Cの汚泥処理フローについては、入札公告時に示します。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
172	要求水準書 (案)	脱水汚泥及び消化ガスに関する条件	41	3	3	1	(2)		⑧	千田Cから供給される脱水脱水汚泥の性状が別紙1 脱水汚泥の設計条件 ② 千田C 変動幅を逸脱した場合は、受け入れないということになるのでしょうか。また、受け入れる脱水脱水汚泥含水率の最大値はどのように考えられていますでしょうか。	前者は逸脱した場合でも受け入れは行います。 後者は変動幅の最大値を想定しています。
173	要求水準書 (案)	汚泥供給量	43	3	3	1	(4)			表3-3-1[5-2]の千田C(西部C搬入)を西部Cにて消化した後の脱水汚泥量が[6-2]となるとの理解でよろしいのでしょうか。また、表3-3-1[3]その他Cも同様に西部Cにて消化した後の脱水汚泥量との理解でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
174	要求水準書 (案)	消化ガス使用可能量	45	3	3	2	(2)			「本事業において、事業者提案による廃熱利用により、汚泥消化タンク加温用蒸気ボイラの消化ガス使用量を削減できる場合は、削減した量の消化ガスを使用することができる」とありますが、西部Cの熱交換器や消化ガス発電機の不具合などにより、汚泥消化タンク加温用蒸気ボイラの消化ガス使用量が削減できない場合は、消化ガス使用可能量をどのように考えればよいのでしょうか。	消化ガス供給量が余剰消化ガス量を下回った場合は、市のリスクとなります。ただし、本市帰責事由により汚泥消化タンク加温用蒸気ボイラの消化ガス使用量が削減できない場合は、基本的には本市において重油により汚泥消化タンク加温用蒸気ボイラを運転することにより、消化ガス量を調整する考えです。
175	要求水準書 (案)	消化ガス	45	3	3	2	(2)		④	廃熱利用以外で、消化ガス発生量の増加または使用量削減できる場合において、その消化ガスを使用することは可能という理解でよろしいのでしょうか。そのガスの使用用途に制限（制約）等がありますでしょうか。	前者は、お見込みのとおりです。 後者は、制限等はありません。
176	要求水準書 (案)	消化ガス	45	3	3	2	(2)		④	余剰分の消化ガスによって生み出されたエネルギーの省エネ、省コスト、省CO2の効果を本事業の維持管理、運営業務に算定することは可能でしょうか。	可能です。
177	要求水準書 (案)	補助燃料	48	3	4	1				補助燃料として都市ガスが考えられますが処理場内に都市ガスを引き込むラインはございますでしょうか。	管理本館に都市ガスを引き込んでいます。 また、メーターは管理本館西側壁面に設置されています。 引込ルート等の資料については、入札公告時に示します。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
178	要求水準書 (案)	ユーティリティ の接続条件	47	3	4	1			①	既設の機械濃縮機洗浄水及びシール水が同時に使用される場合に供給圧がどの程度まで下がる見込みかご教示下さい。	詳細は落札者決定後に、事業者提案を踏まえ、詳細設計時に協議して決定します。
179	要求水準書 (案)	ユーティリティ の接続条件	47	3	4	1			②	雑用水の上限値に「参考値」との記載がありますが、どのような意味での記載となりますでしょうか？また、既設燃料化設備撤去後に上限値の見直しは可能でしょうか。	下水汚泥再資源化施設へ供給できる雑用水の一日最大水量が1,800m ³ /日であるという意味です。事業者提案を踏まえ、令和8年度に予定している本市実施設計業務により、上限値の変更の可否を決定します。
180	要求水準書 (案)	処理水	49	3	4	2	(1)			提示していただく測定値は5～8月の平均値ではなく各月ごとにご提示願います。また、直近12カ月分の測定値を各月ごとにご提示願います。	現状の維持管理業務では、余剰汚泥濃縮棟の洗浄水槽より供給する処理水の水質測定を実施していないため、各月ごとのデータ及び直近12か月分のデータは提示できません。
181	要求水準書 (案)	ユーティリティ の供給・排水条件	49	3	4	2	(4)			下水汚泥再資源化施設からの排水が脱水棟排水槽となっており、受入設備からの排水は機械棟排水となっていますが、排水先が違う理由があるのであればご教示願います。	事業方式がDBO（下水汚泥再資源化施設）とDB（脱水汚泥受入施設）と異なるため、排水先を分けていますが、提案により変更は可能です。ただし、排水量の大小の影響が既存施設・設備に及ばないことを確認する必要がありますので、落札者決定後の協議事項とします。
182	要求水準書 (案)	ユーティリティ の供給・排水条件	49	3	4	2	(4)			事業系の污水排水について、下水汚泥再資源化施設等から発生するものと、脱水汚泥受入施設等から発生するものがございしますが、3-2-2項（5）の排水基準は下水汚泥再資源化施設等から発生する事業系の污水排水についての記載との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
183	要求水準書 (案)	ユーティリティ の供給・排水条件	49	3	4	2	(4)			脱水汚泥受入施設等から発生する污水排水の接続先である余剰汚泥濃縮棟の排水槽について以下2点をご教示下さい。 ・防食塗装の有無 ・排水水量の制限	防食塗装の有無については、巻末資料2のNo. 9を参照ください。 污水排水の水量制限は、基本的に設けていませんが、既存排水ポンプの能力内とし、詳細は落札者決定後の詳細設計時の協議により決定することとします。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
184	要求水準書 (案)	汚水排水基準	49	3	4	2	(4)			汚泥処理棟の排水槽へ排水する事業系汚水排水の他に、例えば汚泥混合溶解工程は後段の汚泥洗浄槽や脱水設備分離液の性状に影響を与えます。これら分離液の性状については数値基準はないものの、既設と大きく変わらないことが前提との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり想定していますが、他の水資源再生センターの脱水汚泥を受け入れることにより、各処理プロセスに影響を与えることになります。この点については、5－1－2項の③に示す要件を満足するようにしてください。
185	要求水準書 (案)	ユーティリティ及び消化ガス単価	51	3	4	3				表3-4-3に記載の消化ガス単価については、下水汚泥再資源化物を製造する際に直接必要となる熱量のみを算定対象とするものであり、電力等のその他ユーティリティについては算定対象に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	表3－4－3の単価を用いて、維持管理・運営業務費の算定を行ってください。
186	要求水準書 (案)	ユーティリティ及び消化ガス単価	51	3	4	3				表3-4-3に記載の汚水排水（事業系）の単価はDBO範囲である下水汚泥再資源化施設等から発生する事業系の汚水排水に対してのみ適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
187	要求水準書 (案)	ユーティリティ及び消化ガス単価	51	3	4	3				処理場で運用されている電力の契約種別、電力基本料金、電力従量単価をご教授ください。	維持管理包括委託業務受注者と電気事業者との契約において、秘密保持義務があるため開示できません。
188	要求水準書 (案)	ユーティリティ及び消化ガス単価	51	3	4	3				汚水排水(事業系)及び消化ガスについては、※1より、入札価格決定の為の参考単価であり、実際の運営時は、貴市による実費負担(事業者は無償使用)であるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
189	要求水準書 (案)	上水	51	3	4	3	(1)			従量料金の単価については、処理場全体の使用量に応じた単価ではなく、事業者が使用した使用量に応じた単価、という認識でよろしいでしょうか。	処理場全体の使用量に応じた単価としてください。（現在の上水従量料金：316円/m ³ ）

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
190	要求水準書 (案)	ユーティリティ 上水、電気料金	51	3	4	3	(2)			管理棟について、既設管理棟の流用を考えています。現事業者と建屋を共用する際の上水、電気料金等の負担、算定方法をご教授ください。	令和17年3月31日までは既設管理棟を利用することはできないため、下水汚泥燃料化事業者又は下水汚泥燃料化事業者（延長）と建屋を共用することはありません。
191	要求水準書 (案)	補助燃料	52	3	4	3	(3)			補助燃料に都市ガスを利用した場合、場内での取合点での供給は可能でしょうか。その場合の責任分界点をご教授ください。	入札公告時に示します。
192	要求水準書 (案)	ユーティリ ティー及び消化 ガス単価	51	3	4	3			※1	汚水排水の処理費 50円/㎡が発生した場合は維持管理・運営業務に算定が必要でしょうか。	入札時の見積金額には、表3－4－3の単価を用いて、維持管理・運営業務費の算定を行ってください。 実業務の費用負担については、表の※1を参照ください。
193	要求水準書 (案)	ユーティリ ティー及び消化 ガス単価	51	3	4	3			※2	余剰ガスが発生し汚泥再資源化設備以外の創エネ設備で利用した場合の消化ガスは維持管理、運営業務費の算定対象外になると考えますがいかがでしょうか。対象となる場合は対象条件等のご提示をお願いいたします。	お見込みのとおりです。
194	要求水準書 (案)	責任分界点	53	3	5					各設備の監視項目は提案者の基準で決定して良いという理解でよろしいでしょうか。	下水汚泥再資源化施設等（ＤＢＯ範囲）については、お見込みのとおりです。 脱水汚泥受入施設等（ＤＢ範囲）については、事業者提案によるため落札者決定後の詳細設計時の協議により決定することとします。
195	要求水準書 (案)	脱水汚泥の取合 い点について	55	3	5	1			②	「責任分界点は、既設汚泥燃料化施設の北側の架台付近とし、本市が新規に設置する配管フランジ部とする」とありますが取合い点にバルブを設けてもらうことは可能でしょうか？	必要に応じて事業者側でバルブを設置することは可能です。 詳細は落札者決定後に、事業者提案を踏まえ、詳細設計時に協議して決定します。
196	要求水準書 (案)	消化ガス流量計	55	3	5	2				消化ガス配管2つ責任分界点の間に、消化ガス流量計が取り付けられているが、事業者が消化ガス配管移設する場合、消化ガス流量計を設置せず、既設燃料化設備側に設置する消化ガス流量計の信号を利用する提案は可能でしょうか？	不可とします。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
197	要求水準書 (案)	責任分界点	55	3	5	2			②	消化ガスの責任分界点は、余剰汚泥濃縮棟の東側の配管切替フランジ部とされておりますが、合理的な提案である場合、事業者提案もしくは改善提案等で変更は可能でしょうか？	技術提案時においては、原則不可とします。ただし、落札者決定後の詳細設計時において、協議により変更の可否を決定します。
198	要求水準書 (案)	消化ガス	55	3	5	2			④	脱水汚泥受入設備、新設1系の工事に伴い、責任分界点から既設汚泥燃料化施設の既設消化ガス配管の責任分界点付近までは設計上あるいは工事の安全面から北側に延長し、迂回して配管を敷設する必要があります。この場合、事業用地外での配管工事となりますが、これについても事業者責任となりますでしょうか。	原則として、事業用地内での敷設として計画してください。ただし、落札者決定後の詳細設計時において、協議事項とし、当該提案の可否を決定します。なお、この場合についても事業者責任となります。
199	要求水準書 (案)	消化ガス管切替え	55	3	5	3			④	既設燃料化設備への消化ガス供給管の切替えについて、受入施設・燃料化設備の更新までの一定期間は仮設配管を敷設し、更新後に本設配管を敷設する計画は可能でしょうか。また仮設の場合、配管材質については事業者提案として良いでしょうか。	問題ありません。
200	要求水準書 (案)	ユーティリティ	56	3	5	3	(1)		④ウ	「希釈水ポンプ設備から既設ヘッダー管(200A)に接続する」とありますが、各枝管に接続される機器の抵抗値が異なる場合、流量が均等に分配されず、一部の枝管に流量が集中することがあります。他設備が起動した場合にサクション圧に影響はないのでしょうか。	No. 178の回答を参照ください。
201	要求水準書 (案)	雑用水	56	3	5	3	(2)		④	雑用水管の仮設配管について、貴市にて雑用水給水装置設置後、仮設配管は地下2Fから2Fまで仮設配管を敷設することと理解してよいか。その際の仮設配管の材質を教示願います。	仮設配管の敷設は事業者の業務範囲です。仮設配管材質は、事業者提案で問題ありません。
202	要求水準書 (案)	ユーティリティ 上水の分岐について	56	3	5	3	(3)			現地確認により上水責任分界点を確認しましたが、既存燃料化施設行のバルブの2次側で分岐すると考えてよろしいでしょうか。	責任分界点を既設汚泥燃料化施設行のバルブの2次側に変更します。詳細は入札公告時に示します。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
203	要求水準書 (案)	温水用仮設配管	57	3	5	3	(4)		③	温水（行き/戻り）の仮設配管接続位置をご教示願います。温水ポンプから再資源化設備までの温水（行き）管のみ仮設して、再資源化設備から既設汚泥熱交換器までの温水（戻り）管は既設流用して、責任分界点まで接続する理解でよろしいですか？	本市にて新設する温水循環ポンプに温水（行き）仮設配管を接続してください。温水（戻り）配管については、仮設又は本設にて責任分界点で接続してください。なお、温水循環ポンプは汚泥処理棟1階の空きスペースに新設する想定ですが、詳細は本市による令和8年度に予定している実施設計業務において決定します。
204	要求水準書 (案)	汚水排水仮設配管	58	3	5	3	(5)	2)	④	再資源化設備の汚水排水を仮設配管で既設汚水管に接続すると記載されていますが、接続位置をご教示願います。既設汚水排水管に仮設接続する場合、排水量の上限はありますか？	汚水排水管の仮設配管は、汚泥処理棟内の既設汚水排水管に接続してください。この接続位置は、本設管への切替えが容易な位置として計画してください。排水量の上限については、No.168の回答を参照ください。詳細は、落札者決定後の詳細設計時の協議事項とします。
205	要求水準書 (案)	雨水排水	58	3	5	3	(6)	1)	②	既存の雨水排水の排水能力がわかる資料を提示願います。	巻末資料2のNo.10を基に排水能力を検討してください。
206	要求水準書 (案)	雨水排水	58	3	5	3	(6)		②	「既存の雨水排水施設の排水能力を考慮し」と記載ありますが、排水能力をご教示願いたいします。雨量について、24時間雨量は50mmで設計してよいでしょうか。	No.205の回答を参照ください。なお、降雨強度は48mm/時以上で設計してください。
207	要求水準書 (案)	雨水排水	59	3	5	3	(6)	2)	②	既存の雨水排水の排水能力がわかる資料を提示願います。	No.205の回答を参照ください。
208	要求水準書 (案)	ユーティリティ	59	3	5	3	(7)	1)	④	下水汚泥再資源化施設等内に設置する中継端子盤までの配線ルート計画、配線ルート敷設、配線敷設工事は本事業の範囲外との理解でよろしいでしょうか。	下水汚泥再資源化施設等から中継端子盤までの配線ルート計画、配線ルート敷設、配線敷設工事は本事業の範囲内です。汚泥処理棟から中継端子盤までは本市の業務範囲です。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
209	要求水準書 (案)	脱臭設備 ①責任分界点	60	3	5	4			③	脱臭設備の撤去において、電気設備は現場設置機器および電気室内盤の外部端子台までの配線撤去が事業者範囲で撤去に必要な処置および撤去に伴う電気室内の盤、監視装置類の改造は市事業範囲という理解でよろしいでしょうか。また、既設配線情報についてご提供お願いいたします。	お見込みのとおりです。既設配線情報については、入札公告時に示します。
210	要求水準書 (案)	脱臭設備 (設置場所)	60	3	5	4			⑤	新設する脱臭ファンについて、余剰汚泥濃縮棟内か汚泥受入設備内に設置するか事業者で選択できるという理解でよろしいでしょうか。また、余剰汚泥濃縮棟内に設置する場合、希釈水ポンプと同様に動力制御盤を地下に設置し、電源は余剰汚泥濃縮棟電気室の分電盤からとることが可能という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
211	要求水準書 (案)	下水汚泥再資源 化物の要求水準	61	3	6	2				「令和14年度中に品質管理計画書の作成等、申請に向けた手続きに着手すること」に関し、可能な限り早い段階での菌体りん酸肥料登録完了を企図し、令和14年度以前から、当該登録に向けた事前準備に着手することは可能でしょうか。ご教示願います。また、菌体りん酸肥料の登録主体（品質管理主体）は貴市、もしくは事業者のどちらを想定されておりますでしょうか。併せて教示ください。	前者については、可能です。 後者については、本市を想定しています。
212	要求水準書 (案)	下水汚泥資源化 物の買い取り	61	3	6	3				「…また、事業者は下水汚泥再資源化物の肥料利用拡大のために本市が行う施策に協力するものとし、その際の下水汚泥再資源化物の事業者の買取量については、本市と事業者が協議の上決定するものとする。」とありますが、どのような協力を想定されているのか具体的にご教示願います。また、事業者にて既に確立した販路がある場合、既利用先業者と個別に販売量調整が必要になるため、事業者側の都合も尊重して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	前者については、No. 8の回答を参照ください。後者については、お見込みのとおり、事業者計画を尊重し、共同で取り組むことを想定しています。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
213	要求水準書 (案)	下水汚泥再資源 化物の要求水準	61	3	6	3				下水汚泥再資源化物の事業者買取価格1t当 たり100円以上（税抜）に関し、当該資源化 物も毎年度の維持管理・運営費の物価改訂 対象費目になる、との理解でよろしいで しょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
214	要求水準書 (案)	下水汚泥再資源 化物の要求水準	61	3	6	3				「事業者は下水汚泥再資源化物の肥料利用 拡大のために本市が行う施策に協力するも のとし、その際の下水汚泥再資源化物の事 業者の買取量については、本市と事業者が 協議の上決定するものとする」に関し、貴 市施策には協力させていただきますので、買取 量決定に際しましては、事業者側が策定す る「下水汚泥再資源化物利用計画書」の内 容に基づき、他利用先（石炭代替燃料利用 先企業など）への再資源化物提供計画量を 十分勘案・配慮頂いた上での協議をお願い 致します。	事業者側が策定する計画を十分に配慮し、 協議を行います。
215	要求水準書 (案)	下水汚泥再資源 化物の買い取り	61	3	6	3				「下水汚泥再資源化物の引渡し場所は、事 業用地内とし、ダンプトラックへの積み込 みをもって引き渡しとする。」とありますが、 ダンプトラック以外の車両（ジェット パック車など）の利用も可能という認識で よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
216	要求水準書 (案)	下水汚泥再資源 化物の引き渡し	61	3	6	3				「下水汚泥再資源化物の引渡しは、ダンプ トラックへの積み込み」との記載がありま すが、運搬車両や荷姿の指定は無く、事業 者の提案によるとの理解でよろしいでしょ うか。	お見込みのとおりです。
217	要求水準書 (案)	下水汚泥再資源 化物	61	3	6	3				貴市の行う肥料利用拡大推進に向けた取り 組みへの協力に関する想定される具体的な 内容をご教示ください。	No. 8の回答を参照ください。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
218	要求水準書 (案)	下水汚泥再資源 化物の利活用	62	3	6	4				「臭気、下水汚泥再資源化物からの水分等の漏洩が起こらない対策を講じられた車両による運搬～」に関し、当該対策を万全に施していれば、利用用途（石炭代替燃料、肥料等）や利用先に応じて使用車種が異なっても問題ない（使用車種に特段の制約はない）との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	No. 215の回答を参照ください。
219	要求水準書 (案)	石炭代替燃料	62	3	6	4				「石炭代替燃料等として利活用を図ること。」との記載がありますが、100%バイオマス発電所での燃料利用も石炭代替燃料と解釈して良いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
220	要求水準書 (案)	本市が実施する モニタリング	62	3	7	2	(1)			貴市が行う設計・施工段階のモニタリング時に使用する「要求水準履行確認表」は入札公告時に提示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 69の回答を参照ください。
221	要求水準書 (案)	本市が実施する モニタリング	62	3	7	2	(2)			貴市が行う維持管理・運営段階のモニタリング時に使用する「要求水準履行確認表」は入札公告時に提示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準履行確認表は提示する予定はありません。
222	要求水準書 (案)	維持管理・運営 段階におけるモ ニタリング	63	3	7	2	(2)			貴市が実施する維持管理・運営段階におけるモニタリングの実施時期、実施頻度をご教示願います。	入札公告時に示します。
223	要求水準書 (案)	その他	63	3	8					「設計業務、施工業務及び維持管理・運営業務に当たっては、周辺住民への事業説明等に対して、本市に協力すること。また、本市の要請に応じて、事業説明に係る資料作成を行うと。」とありますが、事業者の過度な負担にならない範囲での協力及び資料作成という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
224	要求水準書 (案)	その他	63	3	8					「本市の要請に応じて、事業説明に係る資料作成を行うこと」に関し、貴市が想定する当該資料の内容・イメージをご教示願います。	本事業の事業規模を鑑み、事業者の過度な負担とならない範囲での協力及び資料作成を依頼する予定です。
225	要求水準書 (案)	消化ガス発電事業の高圧ケーブルについて	64	4	1	2			③	南門を移設する場合、消化ガス発電設備の高圧ケーブルの移設が必要となります。移設工事期間中は発電設備を停止いただけると考えてよろしいでしょうか。また、施工は事業者にて行いますが、その間の売電収入に関する補償は事業者範囲外と考えてよろしいでしょうか。	前者については、事業者提案の施工計画を踏まえ、落札者決定後の詳細設計時に事業者、消化ガス発電事業者及び本市で協議の上決定します。 後者については、事業者範囲となります。
226	要求水準書 (案)	事前調査	64	4	1	2			③	消化ガス発電事業の埋設ケーブルの敷設図を提示願います。	巻末資料2のNo. 9を参照ください。
227	要求水準書 (案)	事前調査	64	4	1	2			③	既設消化ガス発電事業の高圧ケーブルの敷設替えが発生した場合、敷設替え工事は操業保証を考慮すれば、消化ガス発電事業者に対して依頼することになると想定しておりますが、事業費試算にあたり、事前に工事金額のご提示は可能でしょうか。	既設消化ガス発電事業は、民設民営事業であることから、事業者側から見積聴取等を行い金額設定及び保証交渉を行ってください。
228	要求水準書 (案)	事前調査	64	4	1	2			③	消化ガス発電事業の高圧ケーブルに関する配線ルート図を提示頂けないでしょうか。	No. 226の回答を参照ください。
229	要求水準書 (案)	事前調査	64	4	1	2			③	事業用地の東側及び西側緑地帯に高圧ケーブルが敷設されているとありますが、新西門設置への影響を判断するため、ルート、埋設深さが判る資料を御支給願います。	巻末資料2のNo. 9を参照ください。なお、図面の不足がありましたので、入札公告時に示します。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
230	要求水準書 (案)	事前調査	64	4	1	2			④	「土壌汚染対策法に基づく土地利用履歴調査を実施中である。」とありますが、本業務の事業用地を対象に調査中である認識でよろしいでしょうか。また、対策は市の責任にて実施されるものと考えてよろしいでしょうか。	事業用地を対象に調査を実施中です。対策が必要な場合は、設計変更で対応します。
231	要求水準書 (案)	土壌汚染対策	64	4	1	2			④	貴市にて実施している土地利用履歴調査の結果、土壌汚染状況調査が必要となった場合の調査方法についてご教示願います。	落札者決定後の詳細設計時の協議事項とします。
232	要求水準書 (案)	土壌汚染対策	64	4	1	2			④	土壌汚染状況調査の結果、土壌汚染対策工事が必要となった場合に工期延長および契約金額の変更についてご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	No. 230の回答を参照ください。
233	要求水準書 (案)	設計業務の工種 区分	65	4	1	3			④	撤去工事に関する設計工種区分はどのように取り扱えばよろしいでしょうか。	撤去工事に関する設計工種区分設定は、事業者で行ってください。
234	要求水準書 (案)	石綿事前調査	65	4	1	4	(1)			維持管理運営業務の修繕業務にあたり、石綿の事前調査に係る届出は必要でしょうか。また、必要な場合は、事業開始初年度、事業期間開始時に一括で届けるとの認識でよろしいでしょうか。	修繕業務の計画・実施に当たり、石綿の含有のおそれがあり、石綿含有調査が必要と判断する場合には、「年度別業務履行計画書」及び「月別業務履行計画書」にて当該調査計画を提出してください。
235	要求水準書 (案)	許可申請	66	4	1	4	(2)		③	土木構造物（基礎版を含む）も建築物または建築の一部と見なされる場合については、建築基準も満足しなければならないとありますが、土木構造物（基礎版）は下水道の分類ではⅢ類（土木構造物：版状基礎）に該当するかと考えられますが、建築物または建築の一部と見なされる判断基準をご教示いただけないでしょうか。	基礎版の構造的解釈については、広島市西区役所建設部建築課の判断に従い、設計業務を実施し、適宜必要な対応を行ってください。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
236	要求水準書 (案)	会計検査対応に 関する資料	66	4	1	4	(3)			会計検査対応に関する設計根拠について比較表とあるが、事業者が提案する内容に対してどういった比較表を想定していますか。	事業者が提案する機器・設備の形式や仕様について、同種他方式等と比較し、性能・コスト・維持管理性・耐久性等の観点から優位性を示すものを想定しています。
237	要求水準書 (案)	統括責任者	67	4	2	3				統括責任者の資格要件・実績要件はなしという理解でよろしいでしょうか。また本事業に専任である必要がありますでしょうか。	資格要件及び実績要件はありません。また、本事業に専任である必要はありません。詳細は入札公告時に示します。
238	要求水準書 (案)	総括責任者	67	4	2	3			①	総括責任者は現場代理人との兼務を認めるとありますが、同時に監理技術者との兼務は認められますか。	総括責任者ではなく、統括責任者としての質疑であると捉え、以下のとおり回答します。 統括責任者は、現場代理人、監理技術者及び管理技術者又は照査技術者との兼務を認めます。
239	要求水準書 (案)	統括責任者	67	4	2	3			①	現場代理人以外の兼務は不可でしょうか。 (例：管理技術者、監理技術者など)	No. 238の回答を参照ください。
240	要求水準書 (案)	下水汚泥再資源 化物の引渡可能 な日時・時間帯 について	70	4	3	1	(2)			下水汚泥再資源化物の引渡可能な日時・時間は事業者の裁量に委ねられるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
241	要求水準書 (案)	R14～16年度の 処理量要求水準	71	4	3	1	(2)		⑥	「下水汚泥再資源化施設の片系列及び既設汚泥燃料化施設の片系列の並列運転で全量処理できること。」との記載がありますが、R14～16年度の処理量要求水準としては、各年度の日平均（R14年度では91.9t/日）から既設汚泥燃料化施設での処理（41.6t/日）を除いた分（R14年度では91.9-41.6＝50.3t/日）を貯留を考慮し処理する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	令和14から16年度については、脱水汚泥の貯留は求めておりません。事業者提案により、可能な範囲で貯留してください。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
242	要求水準書 (案)	脱水汚泥処分費用の負担	71	4	3	1	(2)		⑥	「下水汚泥再資源化施設の片系列及び既設汚泥燃料化施設の片系列の並列運転で全量処理できること。」との記載がありますが、事業者の帰責により発生した脱水汚泥の処分費用は、事業者が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
243	要求水準書 (案)	下水汚泥再資源施設	71	4	3	1	(2)		⑥	消化ガス使用量試算に当たり新系統、旧系統の並列運転時の既設汚泥燃料化施設の消化ガス消費量、返還熱量の所掌の考え方についてご教示ください。	巻末資料1の別紙3に既設汚泥燃料化施設の片系列分の消化ガス使用量及び返還熱量を追加します。詳細は入札公告時に示します。
244	要求水準書 (案)	下水汚泥再資源化施設	71	4	3	1	(2)		⑥ウ	下水汚泥再資源化施設（片系列）または既設汚泥燃料化施設（片系列）の一方が、定期修繕や突発的修繕により停止している間において、処理できない脱水汚泥については、貴市の負担のもと処分していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	下水汚泥再資源化施設（片系列）及び既設汚泥燃料化施設（片系列）の並列運転時期において、既設汚泥燃料化施設（片系列）の定期修繕期間や突発的修繕時の脱水汚泥処分は本市にて負担します。 下水汚泥再資源化施設（片系列）の事業者提案による定期修繕期間の脱水汚泥処分は本市にて負担します。 突発的修繕時の脱水汚泥処分は事業者負担です。
245	要求水準書 (案)	処理能力	71	4	3	1	(3)		②	脱水汚泥貯留施設に関し、やむを得ず場外搬出を行う必要がある場合、貴市において場外搬出を行い、その費用は維持管理・運営事業者が負担するとあるが、想定される処分方法と現在の価格（ton当たり価格）をご教示ください。	セメント化、コンポスト化及び焼却等で場外搬出する想定です。なお、令和7年度の西部C契約単価（セメント化）は36,200円/tです。
246	要求水準書 (案)	基本条件	71	4	3	1	(4)			汚泥受入施設にて受け入れるダンプトラックの外形寸法・ダンプ時の高さを御教示ください。	現時点でダンプトラックの仕様等は未定ですが、10t車（天蓋付水密ダンプ）を想定しています。
247	要求水準書 (案)	脱水汚泥受入施設	71	4	3	1	(4)		③	ダンプトラックの想定サイズ、重量をご教示願います。	No. 246の回答を参照ください。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
248	要求水準書 (案)	脱水汚泥受入施設	71	4	3	1	(4)		③	③の千田Cから搬入するダンプトラックの大きさ（幅、長さ、高さ、重量）をご教示ください。	No. 246の回答を参照ください。
249	要求水準書 (案)	汚泥混合溶解施設	72	4	3	1	(5)		③	汚泥消化タンクへ送泥する一軸ネジ式ポンプの仕様についてご教示ください。	巻末資料2のNo. 9を参照ください。
250	要求水準書 (案)	汚泥溶解施設	72	4	3	1	(5)		③	汚泥混合溶解施設の考え方で、③の(カ)には「濃縮汚泥貯留槽へ投入する機械濃縮汚泥及びし尿・浄化槽汚泥は11年度から令和36年度の計画値とし、993m ³ /日(最小)から1,104m ³ /日(最大)とする。」と記載ありますが、機械濃縮汚泥量とし尿・浄化槽汚泥の比率としては、どのように考えればよろしいでしょうか。同(ウ)には、し尿・浄化槽汚泥の受入量が300m ³ /日(日最大)と記載があります。計画値の最大1,104m ³ /日にはし尿・浄化槽汚泥が300m ³ /日であって、804m ³ /日が機械濃縮汚泥量と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
251	要求水準書 (案)	既設送泥ポンプの能力検討について	73	4	3	1	(5)		③ オ (キ)	送泥ポンプの能力検討を行うとありますが、汚泥受入施設等が稼働するまでに、本ポンプが更新されるものと考えて良いですか。	お見込みのとおりです。
252	要求水準書 (案)	濃縮汚泥貯留槽の液位制御	73	4	3	1	(5)		③ オ (ク)	液位異常高とならないように事前警報のような運転信号の設置などを対応いただくことは可能でしょうか。	警報設定器などの設置は事業者対応とします。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
253	要求水準書 (案)	機能性・維持管理性に関する要件	74	4	3	3			⑥	「…また、脱水汚泥受入施設等の運転開始後において、消化率の悪化等の事象が生じた場合には、本市に協力し、改善に向けた事業者提案及び取組みを実施すること。」とありますが、事業者の設計・施工上の瑕疵によらない場合は、協力の内容や協力に伴う費用について協議いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
254	要求水準書 (案)	プラント架構の考え方について	75	4	3	4	(2)			下水汚泥再資源化施設等の屋根の付かないプラント架構は、建築物でなくプラント設備という認識で良いのでしょうか？	4－1－4項（2）に示すとおり、広島市西区役所建設部建築課に確認する必要があります。
255	要求水準書 (案)	施設計画	75	4	4	1			②ウ	「建屋外に臭気拡散を防止するために、十分な臭気対策をおこなうこと」とありますが、十分な臭気対策とは具体的には何を指しているのでしょうか。環境基準を満たすという理解でよろしいでしょうか。	②のア及びイに示す要件に対する対策が十分であり、確実な脱臭効果を実現し、かつ環境基準を満たしていることを指します。
256	要求水準書 (案)	既設基礎版	75	4	4	1			③	4-3-4項(1)に定める耐震性能の確認方法については、既設構造計算書で採用された検討方針や基準（クライテリア）に基づいて判断するものと考えてよろしいでしょうか。また、既設構造計算書は現在の状況（基礎版形状、機器配置、荷重）と一致していることや、計算内容が適切であることなど、市の責任にて確認済みとの理解でよろしいでしょうか。	No. 150の回答を参照ください。
257	要求水準書 (案)	段階的施工計画	78 79	4	4	2				下水汚泥再資源化施設(1系)稼働から既設汚泥燃料化施設(2系)撤去(R14～R18)までの期間、既設管理棟2F会議室を賃借させていただくことは可能でしょうか。	下水汚泥燃料化事業期間中及び下水汚泥燃料化事業（延長）期間中である令和16年度末までは、原則不可とします。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
258	要求水準書 (案)	動線計画※注	76	4	4	2	(2)			安全性の確保上、工事期間中は事業用地範囲外であります。東門（既設）は活用してもよろしいでしょうか。また活用するうえで、事業者側にて東門近傍の通路幅を広げる整備は実施してもよろしいでしょうか。 千田Cの脱水汚泥の搬入動線として活用したいと考えております。	原則不可とします。ただし、落札者決定後の詳細設計時の協議事項とし、費用については事業者負担となります。
259	要求水準書 (案)	動線計画	76	4	4	2	(2)	1)	①	ア～カの現状の各動線を示した資料をご支給お願いいたします。	入札公告時に、図4－4－1を修正したものを示します。
260	要求水準書 (案)	施工期間中の動線計画	76	4	4	2	(2)	1)	①	施工業務期間中の動線計画について、「ア本事業に係る施工車両は新西門を利用した動線計画とする。」とありますが、広島市様と協議の上で、南門の動線も使用できるという理解でよろしいでしょうか？	技術提案書作成においては、要求水準書を遵守してください。実際の運用においては、本市と協議の上変更可能とします。
261	要求水準書 (案)	施工期間中の動線計画	76	4	4	2	(2)	1)	②	ア～エの車両動線（施工期間中）は新西門を利用すると記載されていますが、新西門から入場、既設南門から退場する提案もよろしいですか？また、今後再資源化施設の維持管理車両動線も新西門と既設南門を利用する提案は可能ですか？	No. 260の回答を参照ください。
262	要求水準書 (案)	動線計画図	77	4	4	2	(2)	2)		図4-4-1動線計画図において、御幸川側の構内道路は事業用地に含まれておりませんが、使用不可でしょうか。	事業用地（施工区分）としては使用不可ですが、車両動線としては協議の上使用を認めます。
263	要求水準書 (案)	段階的施工	78	4	2	2	(3)		⑨	1系と2系を切り離した後の荷重分布の検討は、配布される構造計算書で採用されている検討方針およびクライテリアに従って検討するものと考えてよろしいでしょうか。また、配布頂く構造計算書は現在の状況（架構形状、機器配置、荷重）と一致していることや、計算内容が適切であることなど、市の責任にて確認済みとの理解でよろしいでしょうか。	No. 150の回答を参照ください。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
264	要求水準書 (案)	記載内容の確認	78	4	4	2	(3)		⑩	文中「表3-1-1」は「表3-3-1」または「表3-3-2」ではないでしょうか。	入札公告時に修正したものを示します。
265	要求水準書 (案)	場外搬出処分費 の負担	78	4	4	2	(3)		⑩	「切り離し工事期間中に～費用は維持管理・運営事業者が負担する。」とありますが、発生原因が既設燃料化設備の場合は本事業の対象外との認識でよろしいでしょうか。	No. 244の回答を参照ください。
266	要求水準書 (案)	施設計画	78	4	4	2	(3)		⑩	切り離し工事期間中に得ず場外搬出を行う必要がある場合、貴市において場外搬出を行い、その費用は維持管理・運営事業者が負担するとあるが、想定される処分方法と現在の価格（ton当たり価格）をご教示ください。	No. 245の回答を参照ください。
267	要求水準書 (案)	場外搬出処分	78	4	4	2	(3)		⑩	場外搬出処分となる原因が既設汚泥燃料化施設にある場合、処分費用の負担は下水汚泥再資源化施設維持管理・運営事業者負担にはならないという理解でよろしいですか。	No. 244の回答を参照ください。
268	要求水準書 (案)	景観対策	79	4	4	5			②	1系列目が貴市の想定位置（既設汚泥燃料化施設と脱水汚泥受入施設等の間）の場合、景観壁は1系列目の機器周囲に設置するものと考えてよろしいでしょうか。また、景観壁の仕様は事業者にて提案可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
269	要求水準書 (案)	汚泥混合溶解施設	82	4	5	3				「汚泥混合溶解施設は、脱水汚泥を処理水にて希釈する」との記載がありますが、既設維持管理費低減等の貴市のメリットがあることを前提に、処理水以外での溶解は提案可能でしょうか。	原則不可とします。ただし、落札者決定後の詳細設計時の協議事項とし、費用については事業者負担となります。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
270	要求水準書 (案)	施設計画	86	4	5	5	(4)		⑥	「補助燃料を用いた設備計画とすることを必須とし、補助燃料の種類は任意とする。」との記載がありますが、消化ガスの供給が停止された場合でも運転の継続が必要との理解でよろしいでしょうか。その場合、運転継続時間の要求水準は任意でよろしいでしょうか。	前者については、お見込みのとおりです。後者については、運転継続時間の要件は定めておらず、補助燃料を追加投入することで運転継続を行ってください。
271	要求水準書 (案)	トラックスケール	88	4	5	8	(1)			トラックスケールはピットレス式での提案をしてもよいでしょうか。	西部Cの車両動線及び雨水排水計画に支障を与えない計画であれば、トラックスケールの形式は任意とします。詳細は入札公告時に示します。
272	要求水準書 (案)	トラックスケール	88	4	5	8	(4)		②	汚泥処理棟3階監視操作室への計測信号の送信は中継盤を経由する方法ではなく、汚泥処理棟3階監視操作室にデータ処理装置（下水汚泥再資源化施設内に設置するデータ処理装置とは別の装置）を設置する方法を提案してもよろしいでしょうか。	トラックスケールの信号を汚泥処理棟3階監視操作室へ上げる必要はないため、入札公告時に修正したものを示します。
273	要求水準書 (案)	トラックスケール 設備計画	88	4	8	8	(4)		②	トラックスケールの計測信号は汚泥処理棟3階監視操作室に上げると記載されていますが、再資源化設備の監視操作室以外、汚泥処理棟3階監視操作室にも上げる理解でしょうか？脱水汚泥受入車両の計量にも使用する予定でしょうか？	前者については、No. 272の回答を参照ください。後者については、使用しない予定です。
274	要求水準書 (案)	脱臭設備	90	4	5	9	(2)	4)		①更新する脱臭設備の余剰汚泥濃縮棟内設置可能場所について教示ください。 ②生物脱臭の散水排水の送水先を教示ください。	①既存設備の維持管理動線等を考慮した場所としてください。 ②生物脱臭の散水排水は、余剰汚泥濃縮棟の排水槽へ排水してください。
275	要求水準書 (案)	脱水汚泥受入施設の脱臭方式について	90	4	9	9	(2)			脱臭方式について指定されていますが、事業者の提案による方式変更を行うことは可能でしょうか。もしくは汚泥受入施設等のみの変更は可能でしょうか。	原則不可とします。ただし、落札者決定後の詳細設計時の協議事項とします。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
276	要求水準書 (案)	需要場所を区切る措置	93	4	6	1			⑤	需要場所を区切る措置とありますが、下水汚泥再資源化施設の周囲に景観壁を設ける場合は、これが区切る措置に相当するものと考えてよろしいでしょうか。	景観壁は、物理的な動線分離となるため、基本的には、区切る措置に相当すると考えてください。ただし、詳細は落札者決定後の詳細設計時に関係機関との協議にて決定してください。
277	要求水準書 (案)	受変電設備	93	4	6	2				受変電設備は、動力源として電力を受電、変圧して下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等に配電する設備である。と記載がありますが 下記の認識でよろしいでしょうか。 3-4-2 ユーティリティの供給・排水条件 (6) 電気 1) 下水汚泥再資源化施設等への給電（高圧） 下水汚泥再資源化施設等への給電は、事業用地の西側に位置する御幸川沿いの電力線から引き込み、単独受電を行うものとする。 2) 脱水汚泥受入施設等への給電（低圧） 脱水汚泥受入施設等への給電は、汚泥処理棟内のNo.1 440V 動力分岐盤からとする。 3) 余剰汚泥濃縮棟の希釈水ポンプ設備への給電 余剰汚泥濃縮棟の希釈水ポンプ設備への給電は、余剰汚泥濃縮棟内のNo.2 440V 分岐盤からとする。	お見込みのとおりです。
278	要求水準書 (案)	脱水汚泥受入施設への給電容量について	94	4	6	2	(2)			脱水汚泥受入施設へ給電する既設ブレーカーの容量が足りない場合、容量の増加または別のブレーカーからの給電は可能ですか。	既設ブレーカーの容量が足りない場合、既設メーカーの指導の基に事業者の責任において容量を増加することは可能です。ただし、別のブレーカーからの給電は不可とします。
279	要求水準書 (案)	非常用自家発電設備	95	4	6	3	(2)			脱水汚泥受入施設等は、西部C の非常用自家発電設備より給電を行う。と記載がありますが、停電時は非常用自家発電設備から脱水汚泥受入施設等へも電源が送られるという認識でよろしいでしょうか。発電設備設置場所をお教えます。	お見込みのとおりです。 発電設備の設置場所は、ポンプ棟1階の発電機室となります。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
280	要求水準書 (案)	特殊電源設備 (汎用UPSの使用)	95	4	6	4	(2)	1)		システム上支障がない場合は脱水汚泥受入施設の特設電源設備に汎用UPSの使用は可能という理解でよろしいですか。	冗長性のある汎用UPSであれば使用を認めます。条件については、入札公告時に示します。
281	要求水準書 (案)	運転操作設備	97	4	6	5	(2)	3)		脱水汚泥受入施設などの運転操作を計画するにあたり、既設濃縮汚泥貯留槽のレベル計の形式とレンジ、現状の警報設定レベルをご教授ください。また、これらのレベル高さや警報の情報は本計画へ活用することはできますか。	入札公告時に示します。
282	要求水準書 (案)	運転操作設備	97	4	6	5	(2)	3)	②	制御回路はリレー方式を限定して構築することとありますが、最適な自動、連動運転を構築する手段としてのシーケンサやタッチパネル等の適用の可否についてご教授ください。	機側単独回路、機器保護回路、接点増幅等 はリレーとし、連動制御についてはシーケンサの使用を認めます。なお、伝送方式は直送としてください。
283	要求水準書 (案)	運転操作設備 (PLCの使用可否)	97	4	6	5	(2)	3)	②	脱水汚泥受入設備の制御回路について、自動、連動運転回路にもPLCを使うことは認められないという理解でよろしいですか。	No.282の回答を参照ください。
284	要求水準書 (案)	脱水汚泥受入施設の制御回路について	97	4	6	5	(3)	2)		制御回路はリレーにより構築とありますが、運転制御方法により困難な場合があります。事業者提案によるものとしてよろしいでしょうか。	No.282の回答を参照ください。
285	要求水準書 (案)	脱水汚泥受入施設の計装項目について	98	4	6	6	(2)	1)		計測した流量等の信号は、どのような形式で既設中央監視設備に発信すればよいですか。	4－6－6項(2)3)③及び4－6－7項(2)3)①を参照ください。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
286	要求水準書 (案)	信号取合いにつ いて	99	4	6	7	(1)	3)	④	信号点数はDIO, AI0でそれぞれどの程度必要 でしょうか。 また既設設備までの配線ルートが長くなる 場合、中継端子盤を設ける場所は事業者提 案により、管理・電気棟以外の屋外でもよ ろしいでしょうか。	前者については、事業者提案による下水汚 泥再資源化施設の形式により、必要となる 信号数が異なることから、落札者決定後の 詳細設計時の協議事項とします。なお、参 考資料として既設汚泥燃料化施設の信号取 合項目を入札公告時に示します。 後者については、中継端子盤の設置位置 は、市側の施工に極力配慮した位置を原則 とします。この点についても詳細は落札者 決定後の詳細設計時の協議事項とします。
287	要求水準書 (案)	監視制御装置 (希釈水ポンプ のインターロッ ク)	99	4	6	7	(2)	3)	①	希釈水ポンプのインターロックとして洗浄 水槽の水位異常低信号が必要かと考えます が、当該インターロック信号についても汚 泥濃縮コントローラの端子台での取合と考 えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
288	要求水準書 (案)	地下水の揚水	100	4	7	2			②	ア 「必要な対策を講じ汚水施設へ排水す る」とありますが、事業用地内の取り合い 点をご教示下さい。	巻末資料1の別紙4の汚水排水（家庭 系）・（事業系）・（脱水汚泥受入施設 等）を参照ください。
289	要求水準書 (案)	建設発生土の現 場内利用につい て	100	4	7	2			③	建設発生土の抑制に努めるとともに現場内 利用の促進等により、場外搬出の抑制に努 めるとありますが、埋戻土以外に建設発 生土の現場内利用を行うことを想定されて いますか？	想定していません。
290	要求水準書 (案)	土木構造物の仮 設	101	4	7	2			⑤	鋼矢板の引抜は原則となっていますが、型 枠利用する場合等は、引き抜かなくてもよ ろしいですか。また、鋼矢板以外（SMW・親 杭横矢板等）の場合は、引き抜かず残置し てもよいでしょうか。	鋼矢板は原則引き抜きを行って下さい。S MW工法を採用する場合は、芯材の残置は 可能ですが、親杭の場合は、親杭（H形 鋼）の引抜を行ってください。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
291	要求水準書 (案)	汚水排水	101	4	7	4	(1)		①	建築機械設備区分に基づく設計・施工が可能と考えてよろしいでしょうか。また、事業用地近傍の汚水マンホールの管底レベルをご教示下さい。	施工区分は建築機械設備における設計・施工で問題ありません。 事業用地近傍の汚水マンホールは、3－5－3項（5）1）の要件を参照ください。
292	要求水準書 (案)	新西門	102	4	7	4	(4)			新西門を計画するにあたり、敷地境界と高低差が分かる測量図をご提示願います。	巻末資料2のNo. 3を参照ください。
293	要求水準書 (案)	外灯	102	4	7	4	(5)		①	建築電気設備区分に基づく設計・施工が可能と考えてよろしいでしょうか。また、必要な照度を確保できれば、景観壁などを利用して設置する方法でよろしいでしょうか。	施工区分は建築電気設備における設計・施工で問題ありません。 照度に関する質問は、お見込みのとおりです。
294	要求水準書 (案)	施設計画	103	4	8	2	(1)	1)	⑤	階段の構造について、屋外階段の階段の有効幅は建築基準法を満足する寸法とすることは可能でしょうか。	屋外階段であっても鉄筋コンクリート造の階段の場合には、当該要件を満足してください。ただし、設備架台等に関する鋼製階段については、建築基準法を満足する寸法で問題ありません。
295	要求水準書 (案)	建築物の構造計画	103	4	8	2	(1)	2)	①	脱水汚泥受入施設は鉄筋コンクリート造となっていますが、防臭の為でしょうか。同性能を確保できれば、鉄骨造とすることは可能でしょうか。	認められません。
296	要求水準書 (案)	構造計画	103	4	8	2	(1)	2)	③	燃料タンク室はどの施設にある室かご教示願います。	ここでいう燃料タンク室は新規施設に関する要件であるため、該当する室はありません。また、燃料タンク室の「室」の定義に対する質問であれば、屋内に限定したものではありません。
297	要求水準書 (案)	既設管理棟の利用	104	4	8	2	(2)	2)	③	既設管理棟は現行法令を満足しているものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
298	要求水準書 (案)	給排水衛生設備	104	4	8	3	(1)	1)	②	トイレ等の必要と考える衛生給排水設備の 設定（設置）は、事業者提案によると考え てよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
299	要求水準書 (案)	電話設備	106	4	8	4	(1)	4)	①	管理本館1階までの管路・ラック等は確保さ れていますでしょうか。	巻末資料1、巻末資料2及び現地調査によ り、事業者にて確認してください。
300	要求水準書 (案)	自動火災報知設 備	106	4	8	4	(1)	5)	③	汚泥処理棟3階及び管理本館3階までの管 路・ラック等は確保されていますでしょ うか。	巻末資料1、巻末資料2及び現地調査によ り、事業者にて確認してください。
301	要求水準書 (案)	雷保護設備	107	4	8	4	(1)	6)	②	建築物への雷保護設備の設置要否につい ては、関係法令に従うものと考えてよろし いでしょうか。	お見込みのとおりです。
302	要求水準書 (案)	既設管理棟（建 築設備）の既設 利用又は更新	107	4	8	4	(2)			既設管理棟の更新を実施する場合、「下水 汚泥燃料化事業（延長）」業務が終了後に 実施するものと考えてよろしいでしょ うか。（下水汚泥再資源化施設等（2系列目） の施工業務終了後の実施でもよろしいで しょうか。）	No. 148の回答を参照ください。
303	要求水準書 (案)	一般事項	108	4	9	1	(2)		③	「ダイオキシン類等を含む廃棄物は、特別 管理廃棄物として適正に分類し、収集後は 関連法令等に基づき処分すること。」とあ りますが、想定される廃棄物は、ばいじ ん・燃え殻・汚泥類及び廃油等と思われま す。操業停止後機器内部の残渣物は、数量 把握ができないため、処理費については、 費用精算の変更がなされると理解してよろ しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
304	要求水準書 (案)	一般事項	108	4	9	2			①	アスベスト含有調査について、分析結果で含有が認められた場合は、追加費用精算・必要工期の変更がなされると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
305	要求水準書 (案)	既設汚泥燃料化施設の撤去工事	109	4	9	3				既設汚泥燃料化施設の炭化物搬出車の搬出日数、搬出回数、構内の通行ルートをご教示願います。（施工エリア、施工車輛の動線計画のため必要）	入札公告時に示します。
306	要求水準書 (案)	既設汚泥燃料化施設の撤去工事	109	4	9	3				既設の撤去が始まった段階において、運転を継続する側の既設景観壁が無い状態となります。不都合がある場合は処置方法をご指示願います。	既設汚泥燃料化施設の撤去開始後においては、一部の景観壁が設置されていない状態となることを許容します。ただし、設計業務時の本市都市整備局都市計画課との協議によります。
307	要求水準書 (案)	既設汚泥燃料化施設の撤去工事	109	4	9	3				同上、片系が既設、片系が新設の場合において、騒音規制値や振動規制値の順守責務の考え方をご教示ください。	下水汚泥再資源化施設（片系列）及び既設汚泥燃料化施設（片系列）の並列運転時期においても各種公害防止基準は遵守してください。
308	要求水準書 (案)	既設汚泥燃料化施設の撤去工事	109	4	9	3			③	撤去工事に関して、当施設は廃棄物処理施設ではないことから、厚生労働省通達の「廃棄物焼却関連施設作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月25日基発第401号の2）、（平成26年1月10日基発第0110第1号）」は該当しないものとしてよろしいでしょうか。	既設汚泥燃料化施設は、「廃棄物焼却関連施設作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月25日基発第401号の2）、（平成26年1月10日基発第0110第1号）」の適用対象に該当すると考えます。
309	要求水準書 (案)	試運転期間について	110	4	10	1	(3)			試運転の期間は各系列3か月以上とありますが、この規定は再資源化施設を対象としたものと考えてよろしいでしょうか。	下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等を対象とします。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
310	要求水準書 (案)	試運転に要する 電力について	110	4	10	1	(4)			試運転に要する電力等は事業者負担とあり ますが、この規定は再資源化施設を対象と したものと考えてよろしいでしょうか。	No. 309の回答を参照ください。
311	要求水準書 (案)	計画汚泥供給量 (日最大)を上 回る場合	113	5	1	2			①	「汚泥供給量が処理対象汚泥量（表３－３ －２〔７〕又は〔８〕）を上回る期間につい ては、脱水汚泥貯留施設で貯留すること。」 との記載がありますが、表3-3-2は日最大で す。 日最大を上回る場合に、貯留施設に余裕が ある場合は受け入れますが、その量につい ては、原則は貴市のリスク分担としていた だけないでしょうか。	実施方針の添付資料２ 事業に係るリスク 分担のNo. 75において、「市が供給する脱水 汚泥の量・性質が要求水準書にて定めた一 定の変動範囲を超えた場合」の負担者は本 市と設定しています。
312	要求水準書 (案)	維持管理・運営 業務に係る要件	113	5	1	2			①	汚泥供給量が処理対象汚泥量を上回り、か つ、あらかじめ計画していた定期修繕や大 規模修繕により脱水汚泥貯留施設に貯留で きない場合（貯留容量を超える場合含む） は、場外搬出処分に要する費用は貴市が負 担するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
313	要求水準書 (案)	場外搬出 処分費用	113	5	1	2			①	事業者が負担する場外搬出処分費用は貴市 が場外搬出先と契約した単価に処分量を乗 じた金額という認識でよろしいでしょ うか。	お見込みのとおりです。
314	要求水準書 (案)	場外搬出処分費 の負担	113	5	1	2			②	不可抗力による場外搬出処分費は、市の負 担との理解でよろしいでしょうか。	当該事象が不可抗力になるかどうかについ ては、本市及び事業者の協議により決定す るものとします。この協議によって、不可 抗力に定義される場合には、場外搬出処分 費を本市が負担します。
315	要求水準書 (案)	維持管理・運営 業務	113	5	1	2			① ②	停電等の不可抗力による災害時の場外搬出 処分の費用については維持管理・運営事業 者が負担しないという認識で良いでしょ うか。 ①の突発的な施設停止との違いはどこで判 断するのでしょうか。	前者については、No. 314の回答を参照くだ さい。 後者については、①は維持管理・運営事業 者に帰責事由があるものであり、②は事業 者にも市にも帰責事由がないものです。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
316	要求水準書 (案)	維持管理・運営 業務に係る要件	113	5	1	2			③	「千田Cの脱水汚泥を処理水により溶解し、 (中略) 工事請負事業者及び維持管理・運 営事業者は、改善に向けた体制づくりを進 めるとともに、本市との連携を強化し、協 力して改善に取り組むこと。」とありますが、事業者の設計・施工上の瑕疵によらない場合は、協力の内容や協力に伴う費用について協議いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
317	要求水準書 (案)	既設消化設備へ の影響について	113	5	1	2			③	消化槽への影響に対し協力することとありますが、消化槽の設計条件、運転状態について開示いただけてと考えてよろしいでしょうか。	落札者決定後に提示します。
318	要求水準書 (案)	維持管理運營業 務	113	5	1	2			⑭	見学者対応は市にて行うが事業者はこれに協力するものとする事となっているが、見学帯同を求められるのでしょうか。 また、見学実績および1回あたりの見学者をご教示願います	見学帯同は、求める予定はありません。 また、直近の見学者実績は、以下のとおりです。 ・R6年度：15回・1～32人（平均11人） ・R5年度：6回・1～27人（平均11人） ・R4年度：4回・1～7人（平均3人）
319	要求水準書 (案)	総括責任者	116	5	1	5	(2)			「～なお、総括責任者は維持管理・運營業務を統括する代表企業から選任すること。」とありますが、運営JVの代表企業から選任するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
320	要求水準書 (案)	有資格者等	116	5	1	5	(3)		②	下水道法第22条に規定された資格を有する者を配置とありますが、1名以上配置との認識でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
321	要求水準書 (案)	運営計画及び収 支計画	117	5	2	2	(1)	2)		「地産地消の観点で踏まえ、可能な限り近隣地域での普及促進及び販売に努めること」の記載主旨は理解致しましたが、下水汚泥再資源化施設から当該有効利用先の立地場所との距離（近い・遠い）や、貴市内・外、広島県内・外、といった地理的条件のみで当該事業者提案の優劣を評価・判断頂かないよう、お願い致します。	ご意見として承ります。
322	要求水準書 (案)	運営計画及び収 支計画	117	5	2	2	(1)	2)		下水汚泥再資源化物を利活用先に販売するに当たり、その収支を貴市に報告することになっていますが、購入代金の非公表を求める（守秘義務）利活用先もあることから、年間総額での報告など報告内容については協議させていただけないでしょうか。	協議対象とします。
323	要求水準書 (案)	保守点検業務に係る一般事項	118	5	2	2	(3)	1)	④	「各種点検は、安全面に配慮して複数名で実施すること。」とありますが、事業者が安全対策等を講じている場合は、一名で各種点検を実施することも可能との理解でよろしいでしょうか。 請負又は準委任契約の観点から、業務の遂行方法は事業者（請負人）の判断によるべきものであり、貴市（注文者）から指示を受ける場合は、偽装請負として労働者派遣法等に抵触する恐れがあるため、「複数名で」の部分削除いただけたらよい、ご検討願います。	各種点検において、労働安全上、事業者として安全配慮義務を果たすという観点から複数名での実施することを求めたものです。なお、④の要件については、検討の上、入札公告時に示します。
324	要求水準書 (案)	電気設備に係る保守点検	118	5	2	2	(3)	2)	①	施工期間中の自家用電気工作物の保安業務は事業者にて実施する認識で相違ありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
325	要求水準書 (案)	電気設備に係る保守点検	118	5	2	2	(3)	2)	①	施工期間中に事業者にて自家用電気工作物の保安業務を実施する場合、外部委託してもよろしいでしょうか。	問題ありません。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
326	要求水準書 (案)	電気設備に係る 保守点検	118	5	2	2	(3)	2)	①	維持管理期間中の自家用電気工作物の保安業務について外部委託することはできませんでしょうか。	問題ありません。
327	要求水準書 (案)	電気設備に係る 保守点検	118	5	2	2	(3)	2)	①	自家用電気工作物について、施設所有者である貴市が設置者、維持・管理の主体である維持管理・運営事業者がみなし設置になるとの理解でよろしいでしょうか。 また、維持管理・運営事業者がみなし設置者として認められる場合、自ら電気主任技術者を選任することに加え、電気事業法施行規則第52条第2項に基づく電気主任技術者の外部委託制度も認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
328	要求水準書 (案)	電気設備に係る 保守点検	118	5	2	2	(3)	2)	①	電気設備の保安点検業務を電気保安協会等に委託する場合、電気主任技術者の外部選任を認めていただけますか。	問題ありません。
329	要求水準書 (案)	修繕業務の変更	118	5	2	2	(4)			修繕については、提案時点で23年間の計画を立てるものの、長期に渡る事業であることから、必ずしも計画通りに行うことが適切ではない場合も想定されます。 運営開始後、事業者のリスク負担を前提に ①修繕の実施時期を変更する ②修繕の内容を変更する ③一部の修繕を省略もしくは追加することは可能でしょうか。 また、以上の変更をした場合であっても、提案した修繕費相当分は提案通り支払われるとの理解で宜しいでしょうか。（修繕費用が増加した場合は事業者の負担であるとともに、修繕費が低減できた場合は事業者のインセンティブになる。）	提示された①から③を行うことは問題ありません。また、①から③を変更した場合における修繕費相当分の支払いはお見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
330	要求水準書 (案)	修繕業務	119	5	2	2	(4)		① ③	「現場での修繕が困難であり、工場等における修繕又は更新等が必要な場合は、本市との協議の上対応を決定すること」とありますが、受託者の修繕範囲とみなされる小分類以下である「大規模修繕」であっても費用が大きくなる場合や長寿命化が可能だと判断される場合は協議が可能という理解で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。ただし、費用については事業者負担となります。
331	要求水準書 (案)	保全管理業務	119	5	2	2	(5)			保全管理業務として①～④の記載があり、②は修繕履歴を貴市のデータベースに登録できるデータとして取り纏める業務、③は本施設の一般的な保全管理業務、④は事業者による保全・修繕履歴の作成・管理業務と理解しますが、②～④以外に保全管理業務に含まれる業務があればご教示ください。また、「保全」について用語の定義に追加記載を希望します。	②から④の質問に対する回答を以下に示します。 ②について：お見込みのとおりです。 ③について：お見込みのとおりです。 ④について：事業者による保全・修繕履歴だけでなく、当該設備の過去の保全歴や整備、修繕業務等の情報を整理してください。 次に、保全の定義は、施設・設備が所定の機能を安定的に発揮できるよう「保守点検業務」及び「修繕業務」等を実施し、機能低下や故障の未然防止を図ることです。保全管理業務の定義は、これらの保守点検業務及び修繕業務を適切に管理することです。
332	要求水準書 (案)	保全管理業務	119	5	2	2	(5)		②	「…本市所有の下水道設備台帳システム用の登録データを作成し、本市に提出すること。」とありますが、各記録を電子データで提出すればよろしいでしょうか。または、別途登録用のデータを作成する必要があるのでしょうか。	下水道設備台帳システム用登録データは、基本的にはPDFとなりますが、詳細は巻末資料2のNo. 14「下水道工事図面データ納品要領（建築・設備編）（広島市下水道局）」及び「下水道用機械・電気設備機器データ作成要領（広島市下水道局）」を参照ください。
333	要求水準書 (案)	保全管理業務	119	5	2	2	(5)		④	「②とは別」とありますが、同様のデータを複数作成するとなると貴市、事業者ともに業務負荷増加に繋がります。よって、②下水道設備台帳システム用の登録データと④基礎データが重複しないよう、データの内容や形式、提出時期などについて、協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、④の基礎データについては、本市への提出は不要です。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
334	要求水準書 (案)	保全管理業務	119	5	2	2	(5)		④	「…なお、基礎データの保存媒体、データ形式については、本市の指示に従うこと。」とありますが、事業者が基礎データを蓄積するための独自システム等を導入する場合、保存媒体やデータ形式について協議いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
335	要求水準書 (案)	保全歴・修繕業務基礎データ	119	5	2	2	(5)		② ④	下水道台帳システム用の登録データは指定のものが存在するのでしょうか？また、修繕業務等の情報を記録する基礎データの保存媒体、データ形式はどのようなものを想定しているかをご教示いただけますでしょうか？	②の下水道設備台帳システム用登録データは、No. 332の回答を参照ください。 ④の基礎データの保存媒体は、CD-R等、データ形式はMicrosoftExcelを想定しています。
336	要求水準書 (案)	分析業務	119	5	2	2	(6)	2)		「巻末資料1 別紙9」に記載されている測定頻度は1系列分という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
337	要求水準書 (案)	環境整備業務	121	5	2	2	(9)			下水汚泥燃料化事業者（延長）と事業用地が重複している場合、環境整備業務は下水汚泥燃料化事業者（延長）が行うという認識でよろしいでしょうか。	事業者提案により重複範囲が異なるため、落札決定後の詳細設計時の協議事項とします。
338	要求水準書 (案)	報告書の保管期間	122	5	2	2	(12)	1)	④	本事業は23年間と長期で、報告資料も多岐に亘ります。 紙での保管は任意とし、保管の義務は電子データのみにしていただけないでしょうか。	問題ありません。
339	要求水準書 (案)	報告書の保管期間	122	5	2	2	(12)	1)	④	本事業は23年間と長期で、報告資料も多岐に亘ります。 紙での保管は任意とし、保管の義務は電子データのみにしていただけないでしょうか。	No. 338の回答を参照ください。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
340	要求水準書 (案)	試運転報告書及び性能試験結果報告書	128	5	3	2	(8)	1)	②	「維持管理・運営事業者は、試運転及び性能試験が完了した後、その確認結果を記載した「試運転報告書及び性能試験結果報告書」を作成し」とありますが、試運転及び性能試験は工事請負事業者が実施するものであるため、同報告書も工事請負事業者が作成・提出するものと考えます。 よって、維持管理・運営事業者を「工事請負事業者」に修正願います。	入札公告時に修正したものを示します。
341	要求水準書 (案)	事業者提案による各基準の設定	128	5	4	1	(2)			「～各基準及び基準値超過の判断について、事業者が提案を行い、本市と協議の上、決定するものとする。」との記載がありますが、法令変更やその他事業者がコントロールできない事象により現在の各基準及び基準値超過の判断が適当でないと考えられる場合は 改めて事業者が各基準及び判断基準を貴市へ提案し、協議していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
342	要求水準書 (案)	運転停止又は要監視状態から正常な運転への復帰対応	129	5	4	3				「是正処理及び再計測に要する一切の費用は、事業者が負担するものとする。」とありますが、運転停止又は要監視状態に至った原因が事業者の帰責事由でないことが判明した場合、貴市と事業者にてその費用負担について協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
343	要求水準書 (案)	引継事項の整理及び変更	130	6	1	1			①	「…業務開始30日前までに、速やかに当該施設特有の運転方法や留意事項などを記載した引継事項を作成し、」とありますが、具体的な運転方法や留意事項は、維持管理・運営業務開始後に把握できるものと考えます。 よって、内容の充実化を図るため「業務開始後1年以内」に修正いただけないでしょうか。	維持管理・運営業務を踏まえた設計を行っているため、30日前までに提出してください。その後改訂することは構いません。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
344	要求水準書 (案)	契約終了時の引 継事項	130	6	1	2			①	「…その引き継ぎに係る費用は、維持管理・運営事業者の負担とする。」とありますが、次の維持管理・運営事業者が負担すべき費用については、維持管理・運営事業者は負担しなくてよいとの理解でよろしいでしょうか。	本事業の維持管理・運営事業者の負担範囲と、次期維持管理・運営事業者の負担範囲を区別するための前提が必要なため、この負担分界については、業務期間終了時に本市及び事業者の協議により決定することとします。
345	要求水準書 (案)	引継ぎ事項	130	6	1	2			②	「この技術指導は次の維持管理・運営事業者の業務開始までのおおむね3か月程度とする」とありますが、3か月を超える場合は別途費用について協議が可能との理解でよろしいでしょうか。	3か月を超える場合は、超えた理由を確認した上で、双方協議の上、負担者を決定することとします。
346	要求水準書 (案)	引継時における 機能確認	130	6	2	1			②	ここでいう「改善要求書」とは、施設機能確認報告書と照らし合わせて施設機能を確認した結果、施設機能が著しく低下していることが認められた場合、施設機能を回復するための措置を講じることを指しているのでしょうか。	改善要求書には施設機能を回復するための措置を講じることや引継事項の修正等も含まれます。
347	要求水準書 (案)	契約終了時の施設機能	130	6	2	1			②	「改善要求書」についての記載がありますが、契約終了時に対象施設に求められる機能は、6-2-3(1)①（131ページ）に記載がある通りの状態であれば改善を要求されることはないかと理解してよろしいですか。この理解が誤りである場合、改善要求書が提出される基準をご教示願います。	お見込みのとおり想定しています。ただし、引継事項の修正等も含まれますので、留意してください。
348	要求水準書 (案)	対象施設の引渡し	131	6	2	2			②	「維持管理・運営事業者は、引渡しに要する費用を全て負担すること。」とありますが、引渡しに要する費用とは具体的にどのような費用が該当するのかご教示願います。 費用内容によっては、貴市または次の維持管理・運営事業者が負担すべき費用もある可能性があるため、確認させていただきます。	6－2－2項の③に示す条件を基に、対象施設の引渡しに係る一切の費用を指します。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
349	要求水準書 (案)	事業期間終了による施設引渡し	131	6	2	3	(1)		③	「…維持管理・運営事業者は、契約終了日までに本市が必要と認める期間、次の維持管理・運営事業者に必要な技術指導を行うこと。」とありますが、「6-1-2契約終了時の引継事項」では、「次の維持管理・運営事業者の業務開始までのおおむね3か月間程度」と記載があるため、本市が必要と認める期間をおおむね3か月程度と読み替えてよろしいでしょうか。	3か月程度と読み替えてください。詳細は入札公告時に示します。
350	要求水準書 (案)	施設機能確認報告書	132	6	2	3	(2)		②	提出期限は「確認完了日から10 日以内」ではなく、128頁5-3-2(8)2)②に記載の「確認完了日から14 開庁日以内、かつ契約終了日の30 日前まで」という認識でよろしいでしょうか。	当該規定は、契約途中終了による施設引渡しであり、前提が異なりますので、原案のとおりとします。
351	要求水準書 (案)	付帯事業	133	7	1					付帯事業の実施に当たって電力を使用する場合、需要場所が異なるため別受電となることが想定されますが、本件について事前に電力会社との調整は行われておりますでしょうか。	行っておりません。
352	巻末資料 1	別紙1 脱水汚泥の設計条件	1-1							表1-1 脱水汚泥性状（西部C）で、含水率の代表値77.7%、変動幅74.4%～80.3%と記載ありますが、要求水準書(案)p. 44の表3-3-2計画汚泥供給量（日最大）の備考には、含水率は77.7%とあります。含水率の変動幅で80.3%となった場合、日最大量はR11年112.2t/日の場合、127t/日となります。計画量を超える汚泥は貴市にて処分するという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）P. 70の4－3－1項（2）において、「脱水汚泥量の変動については、下水汚泥再資源化施設の処理能力、脱水汚泥貯留施設又はこれらの併用によって、負荷変動を吸収すること。」と記載しています。 そのため、80.3%となった場合の量について、処理及び貯留で対処できるような施設設計を行ってください。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
353	巻末資料 1	別紙1 脱水汚泥の設計条件	1-1				(1)		① ④	表1-1に記載の高位発熱量は17.9MJ/kg-ds(R6.1.23、R7.2.14分析値)となっている一方で強熱減量は68.0%(H27年度～R1年度実績)となっております。これらの数値から強熱減量当たりの高位発熱量を算出すると約26.3MJ/kg-vtsとなります。一般的な数値としては21～24MJ/kg-vts程度が妥当と考えており、今回条件における数値は非常に大きな数値となります。これは高位発熱量のデータと強熱減量のデータの取得期間が異なることが原因と推察されるため、強熱減量当たりの高位発熱量などを用いた上で表1-4の想定脱水汚泥性状をご提示頂けますでしょうか。	分析時期は異なっています。また、公告までに改めて分析を行う予定はありません。
354	巻末資料 1	別紙1 脱水汚泥の設計条件	1-4				(1)		④	表1-4記載の脱水汚泥性状は加重平均にて想定された数値とのことですが、千田C及びその他C汚泥の強熱減量については消化工程による減少は考慮されているとの理解でよろしいでしょうか。	消化工程による減少は考慮していません。
355	巻末資料 1	別紙1 脱水汚泥の設計条件	1-4				(1)		④	表1-4記載の脱水汚泥性状における可燃分組成について、R17以降の「西部C+千田C+その他C」における塩素濃度はその他Cの汚水受入れによる影響を考慮した数値との理解でよろしいでしょうか。また、本数値は参考値とのことですが、記載値を超えることで有効利用に影響が出る場合は協議頂くことは可能でしょうか。	前者については、各水資源再生センターの脱水汚泥分析値を基に加重平均したものであり、汚水受入れによる影響を考慮した数値ではありません。 後者については、協議を行うことは可能です。
356	巻末資料 1	別紙1 脱水汚泥の設計条件	1-12				(4)		①	表1-13にて西部Cの有害重金属含有量が示されており、総水銀の変動幅が0.31～1.50mg/kgとなっております。最大値は汚泥肥料中の重金属許容値(水銀：2mg/kg)に近い数値となっており肥料利用時に許容値超過による全量回収等のリスクがございますが、変動幅内においては事業者側のリスクとなるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
357	巻末資料 1	別紙2 消化ガスの設計条件	2-1							メタン濃度81.4%はどのような場合に発生するか、想定されるケースをご教示ください。	原料汚泥の有機物濃度が高く、発酵温度やpHなどの条件が最適化されている場合が考えられます。
358	巻末資料 1	別紙3 消化ガス使用量および変換熱量	3-1				(1)			汚泥消化タンクの加温に必要な熱量の算定について、消化温度をご教示頂けますでしょうか。	設計消化温度は、55℃に設定しています。
359	巻末資料 1	別紙3 消化ガス使用量および変換熱量	3-1				(1)			汚泥消化タンクの加温に必要な熱量の算定について、計算根拠（数式、余裕率等）をご教示頂けますでしょうか。	開示しません。
360	巻末資料 1	消化ガス使用量及び返還熱量	3-2 3-3	3	3	2	(2)		④	消化ガス発生量は、「巻末資料1 別紙3 表3-1」を条件として事業者は提案する必要がありますでしょうか。 実際の汚泥でのガス発生試験の結果または、事業者の知見、ご提示頂いている過去の実績等から根拠立てて発生ガス量を事業者の責において算定し、算定結果をもとに下水汚泥再資源化施設のシステム・費用を提案することは可能でしょうか？	事業者の責任範疇とすることを前提として、別紙3によらず、質問にある技術提案を行うことは可能とします。
361	巻末資料 1	別紙4 責任分界点図	4-1							溶解した脱水汚泥の送り先はどこになりますでしょうか。	濃縮汚泥貯留槽となります。巻末資料1 別紙4に追加します。
362	巻末資料 1	別紙4 責任分界点図U詳細_機械	4-17							「屋上の臭突開口及びフランジ部をSUSいたで閉塞のこと」とありますが、屋外の臭突部のアスベスト調査結果について、実施結果があればご開示願います。	令和2年度の外壁改修工事において、アスベスト含有なしとして工事を完了しています。詳細については、入札公告時に示します。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
363	巻末資料 1	別紙4 責任分界点図（詳細） _電気	4-23							分電盤（KLP-11, 21, KL11）の電圧区分、設備容量、フィーダ数等、仕様をご教示下さい。	入札公告時に示します。
364	巻末資料 1	別紙4 責任分界点図	4-23							希釈水ポンプ動力制御盤の設置場所は余剰汚泥濃縮棟地下ポンプ室ではなく余剰汚泥濃縮棟地下管廊という理解でよろしいでしょうか。	希釈水ポンプ動力制御盤の設置場所は余剰汚泥濃縮棟地下ポンプ室です。
365	巻末資料 1	別紙4 責任分界点図	4-27							脱水汚泥受入設備等の盤は低圧配電設備、運転操作設備、計装盤の構成になっていますが、動力制御盤方式として当該盤内にこれらの機能を統合した盤とすることも可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
366	巻末資料 1	別紙7 温室効果ガス排出量算定方法	7-1				(2)		④	「温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数は表7-1に示すとおりとし、…」との記載がございますが、電力の排出係数については事業者にて契約する電力会社の排出係数を使用することは可能でしょうか。	可能です。ただし、排出係数の根拠資料を提出してください。
367	巻末資料 1	巻末資料1別紙資料一覧表	9							別紙9分析業務(汚水排水事業系)とありますが、西部Cの維持管理を行う上で、汚水排水による影響も考慮する必要があることから維持管理包括委託業務受託者から情報提供依頼があった場合、分析結果を開示することには問題はないでしょうか？	事業者判断による提示は認めません。本市に報告し、承諾を得た場合のみ提示可能です。
368	巻末資料 2	巻末資料 2 No. 1	配布資料1							余剰汚泥濃縮棟内に機器を設置する際の安全性を検討するため、構造計算書もご提示いただけますでしょうか。	入札公告時に示します。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 実施方針及び要求水準書(案)等に関する質問に対する回答書

No	資料	質問事項	実施方針及び要求水準書(案)等の対応ページ及び対応部分							質問内容	回答
			頁	章	節	項					
369	巻末資料 2	地巻末資料 2 No10 地下埋設物	配布資 料10							本資料に記載のない地下埋設物はないもの と考えてよろしいでしょうか。 (既設余剰汚泥濃縮棟の地下土留材など) 本資料に記載のない地下埋設物が確認され た際は、契約金額、工期延長について別途 協議いただけるという理解でよろしいで しょうか。	お見込みのとおりです。
370	巻末資料 2	巻末資料 2 No. 4	配布資 料4							02_H20地盤調査報告書01 (P87) に「部分的 に細粒土の混入が少ない箇所で、FL=1.0を 下回るため、留意されたい」と記載されて いますが、液状化対策としてH20の調査以降 に何か対応を行っておりますでしょうか。 また、施設場内については側方流動の危険 性は低いと考え、側方流動の検討対象外と 考えてよろしいでしょうか。	巻末資料 2 のNo. 4 「01_土質調査報告書_西 部開発事業工事報告書（昭和57年3月）」の とおり、当事業用地はサンドドレーン工法 による地盤改良を行っています。なお、平 成20年以降、新たな地盤改良は行っており ません。 詳細については、巻末資料 2 のNo. 1 「01_ 下水汚泥燃料化事業 01_土木」を参照しご 検討ください。
371		記載ページ無し								場内側既設電気設備にある、現在利用され ていない消化ガス発電の接続盤を新規事業 で再利用することは可能ですか。	付帯事業の範囲としては、認めます。ただ し、電気主任技術者を事業者にて選任し、 「「一需要場所・複数引込」及び「複数需 要場所・一引込」の電気事業法上の取扱い (電気保安) について (令和5年3月経済産 業省産業保安グループ電力安全課)」」に 従い、適切に措置を講じてください。